

官報

号外

昭和五十一年五月十日

第七十七回 参議院會議録第九号

昭和五十一年五月十日(月曜日)

午後一時三十分開議

○議事日程 第九号

昭和五十一年五月十日

午後一時開議

第一 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

第二 国務大臣の報告に関する件(昭和五十一年度地方財政計画について)

第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件について提出者の趣旨説明を求めます。宮澤外務大臣。

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

核戦争が人類にもたらす惨害に堪がみ、核軍縮を進めることが人類の一致した希望であることは言をまちません。他方、今日の世界にあって直

ちに全面的核軍縮を実現することが不可能であることもまた現実であります。各国は、この現実の中で核軍縮を、可能なものから段階的に実現するために、じみちな努力を重ねてまいりました。一九六三年の大気圏内、宇宙空間及び水中における核実験を禁止する条約、一九七一年の核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約等は、この努力の成果たるものでござい

ます。

核兵器の不拡散に関する条約も核軍縮推進の一步として、国連及び十八カ国軍縮委員会において検討、作成されたものであり、核兵器を有する国が増加するに依り核戦争の危険が増大するとの認識に立ち、核兵器の拡散を防止することを目的とするものであります。すなわち、この条約は、核兵器をすでに保有している国が核兵器その他の核爆発装置またはその管理をいかなる者にも移譲しないこと、及び核兵器を保有していない国が核兵器その他の核爆発装置またはその管理を受領せず、また、核兵器その他の核爆発装置を製造その他の方法によって取得しないことを主たる内容としております。核兵器を保有するすべての国が核兵器の移譲を行わず、かつ、核兵器を保有していないすべての国が核兵器を受領せず、かつ、取得しないならば、核兵器を有する国の数が増加することはありません。この条約は、この段階を実現し、もって一層の核軍縮への道を開こうとするものであります。この趣旨から、この条約には、締約国が核軍縮及び全面的かつ完全な軍縮条約に

関して誠実に交渉を行うことが規定されております。また、この条約は、非核兵器国がその義務の履行の確認のみを目的として保障措置を受諾することを定め、また、締約国は、保障措置が適用されない限り、核物質及びその利用のための設備、資材をいかなる非核兵器国にも供給しないことを定めております。他方、原子力は、核兵器の製造に利用されると同時に、いまや重要なエネルギーとして平和的に利用され、かつ、利用の必要が増大しているものであります。この条約の定める保障措置等が、この原子力の平和的利用を妨げるものとなつてはならないことは当然のことであり、この条約は、右の点を勘案し、締約国が原子力の平和的利用の権利及びそのための設備、資材等の交換の権利を有する旨を確認するとともに、締約国が原子力の平和的利用の一層の発展のために協力することを定めております。

政府は、核軍縮の一步としてのこの条約の精神に賛同し、一九七〇年二月三日この条約に署名いたしました。署名に当たり政府といたしましては、右のような条約の内容に堪がみ、批准に当たっては、核軍縮の進展及び非核兵器国の安全保障の問題に注目するとともに、わが国が締結する保障措置協定の内容及び、他の国に比し不利なものとなつてはならないことを強調いたしました。

軍縮の進展に關しましては、政府は、各国が二国間及び国連、軍縮委員会等の場において行つてきた努力とその成果にそれなりの評価を下すことができるものと考えております。軍縮の推進には各国の息の長い努力が必要でありますので、政府といたしましては、引き続き各国に強く呼びかけるとともに、軍縮委員会等を通じてその実現に寄与していきたいと考えております。

非核兵器国の安全保障の問題に關しましては、近年核大国間の対話を中心に国際関係安定化のための努力が行われていることを評価し得るだけ考えますが、政府としては、この条約にできるだけ多くの国が参加することを確保するためにも、非核兵器国の安全保障の確保が必要であり、引き続きこの問題に強い関心を払ってまいりたいと考えております。政府は、わが国の安全確保のためには米

国との安全保障体制を堅持しつつ、わが国みずからも有効な防衛力を保持していくことが最善の道であると考えております。保障措置に關しましては、政府が国際原子力機関との間で行いました予備交渉の結果、昨年二月協定案文が作成されましたが、この結果、わが国が締結する保障措置協定の内容は、他の締約国が個別的に、または他の国と共同して締結する保障措置協定の内容に比し、実質的に不利な取り扱いとならないことを確保し得たと考えております。

世界平和の実現、そのための軍縮の推進は、わが国が強く希求するところであり、軍縮を世界に訴ふるためには、まずみずからその実現のために貢献し、かつ、実践をもつてその姿勢を示さなければなりません。また、わが国が核兵器を受領、取得しないことを国際的に約束することは、わが国の安全保障上特に重要なわが国周辺の国際関係の安定に一層の貢献を行うこととなり、また、さらに、われわれの生活において原子力の平和的利用の占める重要性がますます強くなる

ことが予想されている現在、この分野における国際協力に参加する権利を確保しておくことはきわめて重要なことと考えられます。これらの諸点からしてわが国がこの条約を締結することは、わが国の安全と繁栄のために大きく資するものと信じる次第でございます。

以上が核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)でございます。

〔拍手〕

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。秦野章君。

〔秦野章君登壇、拍手〕

○秦野章君 私は、今回提案された核兵器の不拡散に関する条約について、自由民主党を代表し

兵器国の安全保障の確保が必要であり、引き続きこの問題に強い関心を払ってまいりたいと考えております。政府は、わが国の安全確保のためには米

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求める件(趣旨説明)

一八〇

て、三木総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

本条約に反対する中華人民共和国とフランスは、その理由として、この条約自体が核軍縮への効果が乏しいという点を指摘しております。特に北京政府は、超大国の核独占体制に反発し、アジア・アフリカ諸国までがみずからの国防衛のために核兵器を保有することをむしろ歓迎しているのではありません。このような中・仏両国の大国主義に反対する立場、一種の平等主義からくる意見はそれなりに一つの見識だと思っております。ただ、こうした立場に立てば、核兵器の保有国が限りなく広がる方向に加担することになりましよう。それが人類の平和にとって大きな脅威と危険を増大させることは明らかであります。本条約は核兵器のこれ以上の拡散を防ぐ精神に立っており、核拡散そのものについて完全な抑止力を持つてゐるわけではなく、また、核軍縮という観点からも、過大な期待を寄せるほどのものがないことも残念ながら事実であります。しかし、この際、人類唯一の被爆国という歴史的事実を背に受けつつ、日本を取り巻く国際環境を勘案し、政治的にも経済的にも核兵器保有国への道を選ばないことを改めて決意し、原子力の平和利用の道を確保する必要からも本条約を批准する時期が来たのではないかと、こう思うのであります。ただ、本条約の批准がわが国民の将来を拘束していくだけに、この際わが国の安全保障上の諸問題に対し政府の明快な見解と対策を伺つてこれを再確認する必要があるものであります。

さて、いまから三十年前にアメリカはアジアの一国に二つの原子爆弾を投下いたしました。そのアメリカが、わが国が核攻撃を含む侵略の危険を受けたときに、自分の国のニューヨークやシカゴが灰じんに帰するような犠牲を払つてまでわが国を守つてくれるのでありましようか。そういう事態に際し、果たして日米安保条約、アメリカの核のかさのもとにあるという日米間の仕組みが有効に働くのであろうか、そういう一抹の不安、これは日本人がひそかに抱えている懸念であると思ひます。もちろん、戦後三十年の歳月を経て、日米両国間の情勢は驚くほどに一変をいたしました。確かに日米は相互に難なる同盟国であります。したがって私は、単純に対米不信の声を述べているのではありません。そうじゃなくて、そこに冷厳な国家の論理があるのではないかとこの心配が起ります。これに対して政府は重ね重ね米当局者の言葉を信頼するをもつて足るがごとくでございます。フォード大統領、シレーンジャー前国防長官を初めとする防衛発言に、わが国としてそれなりの政治効果と信頼を寄せることは当然だと私も思つております。しかし、同盟国の論理が国家の論理を乗り越えることが果たして可能でありましようか。もとより安全保障を論ずる場合、根拠なき恐怖感はなく有責無益でありましよう。しかし、まじめにわが国の安全保障を考える場合、もつと国民を納得させるに足る論点と対策が示されなければ十分ではありません。これらの諸点に対し、三木総理と関係大臣の率直な答弁を求めたいと存じます。

次に、わが国が非核三原則を持つてゐる。この非核三原則に関連してお尋ねをいたします。日米安保条約、アメリカの核のかさのもとにあるわが国が、わが国を守る限度において米軍の戦略に協力することは当然でありましよう。この点についてであります。わが国と同じようにアメリカと盟約関係にあります国々、特に韓国、西ドイツには米軍管理のもとに戦術核がすでに装備されておるようであります。そこで、わが国の国土にも戦術核の展開が必要ではないかという意見もありません。わが国には非核三原則があるから、わが国土に核の展開はあり得ないという説明だけではとうてい納得できるものではないと存じます。韓国、西ドイツの核装備は肯定されてもわが国はその必要がなしというなら、その必要なしとする軍事的、戦略的な論点が明らかにされなければならぬと思ひます。このことは、日本の非核三原則と米国の戦略体制との間にそこ、食い違いがあるからであります。防衛当局は、米国の核戦略の感觸の上から、同時にわが国の安全保障の立場からこの点を明確にする責任があると存じます。戦後三十年、ようやく空想的平和主義は退潮の兆しを見せております。いまや国家間の相互扶助、国際協調の外に、手前勝手な孤立主義では国際間に生き残れないという自覚が高まってきたという現実を直視すべきだと存じます。われわれは現実的な立場に立つて、多面的な安全保障の道を追求しなければなりません。この意味でも、特に日米関係は国の安全保障の上からきわめて重要な意味を持つております。

そこで心配になることが二つあります。その一つは、経済面において日本経済の巨大化に伴つて、たとえ過去の繊維問題のように、日米間にあつたきき起す懸念が増大していかないかどうかということでありましよう。その対策におくれがあつてはならない。アメリカは時に惻愴もいたします。しかし、過去のそれらの事例をつぶさに見れば、わが国側からの配慮と努力が大変必要ではなかつたと思ひます。二つには、防衛分担について、近來アメリカの議会その他で日本の安保負担が乗る論ないしそれに近い声も出始めておることも事実であります。われわれがわれわれ自身の国を守るという立場からわれわれの側の責任を果たす上において、こういう意見に全く耳をふさぐわけにはまいらぬと思ひます。日本は日本としての節度ある専守防衛という限界のもとに、その質的な内容を充実し、日米防衛協力に亀裂が生じないような努力が必要と存じます。しかし、数多くの防衛専門家から指摘されている現在の防衛力の弱体化の部、後方支援体制あるいは対潜警戒、また老朽化した部分の実態に一体どのように今後対処していくのか、政府の決意とその具体的な対策をお聞きしたいのであります。

次いで、防衛の基本的な姿勢に関連してお尋ねをしたい。端的に言つて、防衛はいかにすぐれた装備を整えても、ただそれだけで真の力になるものではないと思ひます。それを支える人間の精神的支柱に影がさすようでは、防衛体制の万全を期することはできないはずであります。この観点からもしもの対策が講ぜられるべきだと思ひますが、その一つだけをただしておきたいと思ひます。それは、防衛力の整備を図るために、一部の装備は引き続き外国に依存しなければならぬのが実情でありましよう。大型ないし巨額の装備を外国から輸入する場合、商社等の介入を排して政府間の直接交渉、米軍あつせんの方法等で手に入れるシステムを考慮する必要はないか。すでに西ドイツでは、米軍との協定によつて一九五七年から装備調達について米政府、米軍当局とじかに折衝し調達する方式を実行しております。西ドイツのいわゆるFMS重点方式は、このような方式はわが国においても十分に参考にすべきではないか。防衛庁長官の見解をお聞きしたいと存じます。

最後に、わが国が六年前、本条約の調印に当たつて政府声明で指摘した三つの事項、つまり、一つは核軍縮の進展、二つは非核兵器国の安全保障、三つは原子力平和利用の平等性、この三点のその後の実践には、少なくともその大部分について、果たしてわれわれ国民を納得させるものがあるかといへばなほ疑問であります。これについてその評価と今後の宿題として、総理の所見とその決意のほどを伺ひたいと存じます。

本条約の批准に当たつては、条約そのものより、以上に述べた条約と関連する諸点、ことに安全保障上の疑点を晴らすことが断じて必要であり、それによつてこの条約批准はようやく妥当性を獲得するものと信じます。今後なお十分審議を尽くすは当然として、この際政府はこの条約批准に秘められたわれわれの苦悩を十分に認識し、誠

意ある政府の答弁を期待して私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(三木武夫君) 秦野君にお答えをいたします。

秦野君は、わが国の防衛というものに対して常に深い関心を持ち、しかも思慮深い方でありますが、その秦野君が核防条約は批准の時期に来ておるといふ判断に対しては、私も強く同感の意を表するものでございます。

幾つかの理由がござりますが、一つには、核兵器を保有する国が世界にも五つの保有国があるだけでもたくさんですから、これ以上拡大していくということは、核戦争の危険を増大すること、これはもうそういう危険が私にはあると。それから、日本のような核兵器を開発しようとするれば開発の能力を持つておる国がここで核兵器を開発しないと、核非武装の条約であるこの条約に参加するといふことは大きな歯どめの役を持つと、核開発の意図を持つ国々に対して大きなやほり歯どめの意味を私は持つと思ふ。

もう一つの問題は、やはりフォード大統領と八月に私が日米首脳会談をいたしましたときにも、核防条約の批准というものが大きなやっぱり議題の一つになった。また最近ニュージーランドのマルドーンという首相、私と会談しました。これもまた核防条約というものはやっぱりどういふことになるのかといふことが大きな議題になった。最近皆さんも御承知のように、カナダの国会議員団、日本の両院議長は招待でやっておりますが、これもまた第一番に私に質問をしたことは、核防条約、やはり第二次世界大戦というものが、まだ世界には日本の軍国主義の時代のイメージというものが消えていないといふことである。日本の中には戦争の時代を知らぬ人が大半を占めてきましたけれども、世界には生き残つておる。そのイメージと、やはり核防条約に調印しても五年も六年も批准しない日本といふものを、こう何か

日本が核兵器の開発を考えておるのではないかと、この第二次戦争のときのもので、一つのイメージとがこう二重映しになって日本の将来を世界は見ている目があることをわれわれは知らなければいけない、第二に。

第三には、日本は平和国家であるといふことを、非核三原則、厳しいものを持つておるといふことを常に日本は世界に向かって言つてきておる。それに従つて世界の軍縮会議などにも日本は行つて大いに活躍をしておるんですが、そういうことを言いながら、厳しい非核三原則を持ちながら、もう世界の大半ですよ、九十五カ国が批准している。それにまだ日本が批准をちゅうちょするところ、日本は核軍縮に対する説得力といふものが迫力を失つておる、これは。日本が本當にこれから平和国家として核軍縮のイニシアチブをとろうとするならば、国際的に説得力のある立場を日本はとるべきである。たゞまゝと本音が違ふのではないかといふことを一部の人が疑念を持つといふことで平和外交のイニシアチブをとれるものではない。第三点。

また第四点には、やはり最近核の平和利用といふことはこれから日本はやらなければならぬ。新しいエネルギーができるまではやはり原子力の平和利用、原子力発電といふものは大きなエネルギーをつなぐ日本のエネルギー源になる。そういう点に、平和利用のためにこの条約といふものが支障を来してはいけないといふことは国民すべての懸念であるわけですね。そのために昨年長い予備交渉を経て、昨年の二月に核の保障措置協定に對してまあ妥結をしたわけでありました。これは日本の言うておることがほとんど通つたわけですから、国際原子力機構の核の平和利用に対する査察が、ヨーロッパの原子力機構と同じにすると、平等が確保されたんですからね。そういう、これだけの日本の懸念、一番の国民の懸念といふものは国際的に解消しておる。恐らくこのために努力してきた国々は、これによって日本は核防条約の

批准をするであろうという期待でしょうね、世界は。それでもこの批准がでけぬといふことになつてくると、われわれ日本は原料——燃料、まあ食糧までを外国から輸入して、それを加工して外国へ輸出して日本の国といふものはやつておるわけ、平和国家としての日本の将来に国際社会で疑念を持たれるといふことが日本の利益に合致するでしょうか。私は合致しない。だから、これは慎重に重大に、将来に向かってこれからまだ二十年を拘束するわけですから、こんな拙速主義はいけないことはだれが見てもこれはわかる重大問題でありまして、これまでいふんな点で日本が持つてきた疑念といふものがある程度説明をされた機会に、この際、この国会の承認を得て批准を行つて、日本が言つておることが裏も表もないんだと、平和国家として日本が世界の平和に寄与していくといふ道を誤りなく歩んでいくのだといふことを内外に明らかにすることは、私はまことにいまその時期に来ておると。秦野君の意見に全く同感でありますので、どうか参議院においても——

いふんな御意見があることは当然だと思ひます。長期にわたつて拘束するのですから。そう言うけれども、しかし、皆さんの御理解を得て、やはり利益といふものを守る点からいふならば、この国会において御承認を受けることが日本の利益を守るゆえんだと思ひますので、この点を特に申し添えておきわけでございます。

しかし、さりとて日本の安全といふものに対しては、われわれがこれはもう政治の第一義的責任ですから、国民への。これに対しては、当然に日本が国力に相応した一つの最小限度の自衛力を持つことは当然である、憲法の枠内です。しかし、どの国でも一國だけで自分の国を守る国はありませんよ。みんな国際的に集団安全保障の時代ですよ。どこを見たら皆そうですからね。したがつて、日本は、この国際的なシステムにのつて日米安保条約を結んでおるわけです。この日米安保条約

は、条約の上において、日本に対して脅威や攻撃を与えらるゝことに対してアメリカは安全を保障しておるわけですから、秦野君の言われるように、何もアメリカの大統領が言うからというのでなくして、いわゆる条約に基づいての保障ですから、友好国の条約といふものを、言つたつても信用せぬといふのは国際社会の秩序は維持できない。そのことは何もアメリカに隸属しておるわけじゃない。北大西洋条約をこらんになつても、ヨーロッパは皆北大西洋条約に大なり小なり、相互防衛条約でありますから、アメリカがヨーロッパの脅威や安全に対して守るんですから、これをいふ。アメリカはアメリカの隸属だとはだれも考えていない。アメリカもこのことは利益にかなうから、アメリカ自身が日米安保条約を結んでおるんだ、日本のために何も利益に合致しないことを、日米安保条約を結ぶ理由はない。だから、日本が、そんなことを言つてもいざといふときに守つてくれるかといふことは、やっぱり条約上の義務があるゆえんですよ。日本を守るというところが、日本を守るということがアメリカの利益に合致するんですから、そういう点は、私はそういう点の心配は要らないんでないかと。われわれは日米安保条約といふものを信じて、しかし、そればかりでは、軍事的面ばかりではありませんから、国内体制の強化——あるいはまた堅実な国内体制の強化、あるいはまた、そういう国際環境を安定さす外交的な努力、こういうものを積み重ねて、秦野君の一番御心配になつておるわが国の安全保障政策を推進して、そして日本の平和を維持していきたいといふのが政府の方針であるわけでございます。

第一問と第二問と合わせてお答えをしたわけでございますが、さらにまた、日本が核を持ち込まさなくても日本の安全は守れるのかというお話でございますが、私は、核といふものは、核兵器というものは、実際に核兵器で核の世界的規模の戦争といふものが起こる場合を考えたときに、もうそれは人類の終わりのときだと思ふ。核兵器の

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

威力というものは核兵器の抑止力にあると思ひますから、日本のようなこういふ狭い、人口の稠密しておるところに、核を持ち込まなければ日本の安全が守れぬとは私は考へない。むしろ、核の抑止力のところに核の威力があるわけでございいますから、わが国に持ち込まなくても、これは韓国とか西独とかいふ例もお引きになりましたけれども、非核三原則を堅持して日本の安全は守れるという考へでございいます。

また次に、日本の防衛について日米の防衛協力というものが必要であると、これが亀裂を生じないように努力をする必要があるという御意見には全く同感でございいます。こういう問題については、今まで少し話さな過ぎたと私は思つておりますから、積極的に話をするようなことを指示しておりますわけでございまして、この点については防衛庁長官から補足して説明をいたします。

また、わが国の自衛隊の装備の点でございいます。装備品の購入については、ロッキード問題というものが非常な疑惑を国民に与えておるわけでございいますから、自衛隊の装備品に対して国民に疑惑を持たすということは絶対にあってはならぬこととございいますから、今後とも十分にこの点に對しては留意いたしてまいります。この点についても防衛庁長官から補足をいたすわけでございします。

また、この条約というものが、いろいろ政府の声明の中に指摘されたこと、指摘された条件というものが満たされておるかという御質問があつたと思ひますが、この核軍縮の問題でありまして、それは大きな進展があつたという評価はできないかもしれません。核防条約というものが調印されました。そして、相当核軍縮あるいは核戦争の防止に対する協定、条約、合意というものが米ソ間の間に成立したことは事実です。私がいろいろ計算してみると、八つばかりでございいます。昔はなかつたことですよ。核防条約というものができて、そして、こういう核軍縮の問題

というものが——私は初めてのことだと思ひますね、米ソの合意が、あるいは条約や協定が成立した。こと。もし核防条約というものがなかつたならば、私は核による世界の軍事競争というものはますます激しくなつておつたのではないかと。これはできなかつたのですから。したがって、軍縮への歩みはあるいは遅々としておるといふ評価もありましようけれども、その方に向かつて動いておるといふ評価はある。これはやはり核防条約以後の米ソ間の話し合いの結果によるものでございしますから、これはやはり核防条約というものが、核軍縮、これは誠実に交渉することを約束しておりますから、効果は出てきつたと見なければならぬ。

また、日本の原子力の平和利用については先ほど申し述べましたごとく、ユートラム諸国と平等の待遇を確保することになった。また非核保有国の安全保障の問題については、この条約が調印される前にも安保条約の決議もございまして、また、昨年の再検討会議においては、日本の努力によつて非核保有国の安全保障についての最終宣言というものができておりますが、しかし、何といつても、これはやはり国連の決議であるとかあるいはまた最終宣言といつても、実質的に日本の安全というものを對しては日米安保条約、これによる日本の安全保障ということが中心になることは当然でございします。われわれが日米安保条約を堅持しようという理由もここに在るわけでございします。

御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 大部分総理大臣が御答へになりましたので、二、三点補足をいたします。

参議院議員の御指摘は、日米間に首脳部の約束あるいは条約等があつても、最終的には国家の論理というものはなかなかそうはいかない場合があるのではないかと御指摘でございします。確かに

私はそういうことも考へておかなければならぬことだと存じますが、終局のところは、総理大臣がお答へになりましたように、日米間の友好というものがわが国にとつてはもとより、米國にとつても、米國の利害得失から考へて必要なものである。また、わが国はそれに値する国であると考えらるかどうかという問題に歸着をいたすであらうというふうに考へます。私はわが国はそれに値する国であると考えております。また、そのような友好関係は今後も一層大切にしなければならぬというふうに考へるものでございします。

次に、非核兵器国としてのわが国の安全というものが客觀的にどのようになってきておるかというお尋ねであつたわけでございしますが、われわれは過去三十年間、歴史に例のないこのような憲法を守つて今日までもかく平和のうちに過してきてわけでありますが、これは決して安易な、いわば空想的な立場から生じたものではないと思ひます。われわれの先輩並びにわれわれが、国会におきまして常に平和論争、防衛論争というものが行われ、そうして真剣に自分の平和と安全を守るというところに努めてきたからこそ、この三十年間われわれは平和を全うできたと思ひます。そのことは今後とも私は同じことであると思ひます。恐らくわれわれは今後も、最大の軍備を維持するのと同様に、あるいはそれ以上に、いわば息を詰めた周到な対処をすることによつてのみこの平和を全うできるであらう、決してそれは安易な道だといふふうに考へてはならぬものだと思います。幸ひにして過去三十年間、今日になってみますと、このような平和憲法を定着させ、守つていくための國際情勢は私は決して悪くなつてはおらないと思ひます。客觀的には情勢はよくなつてきておると考へてもいいのではないであらうか。また、わが国のような行き方について、もしこれにわれわれが成功していくならば、世界の中でもまた追随しようという者もあらわれなかつとも限らない。そうなりますと、

本当にわれわれの憲法が所期しているような事態というものが向かつてわれわれは進んでいく、そのような可能性は増大しておると判断してよろしいのではないかと考へます。しかし、くれぐれもこれは決して安易な道だと考へるわけにはまいらないといふふうに私は考へます。

次に、日米經濟の関連について、友好の立場からのお尋ねがございました。確かに日米間には過去においても經濟問題が起こり、また現在も何がしかの問題が起こつております。經濟の問題は經濟の論理でというだけではまいらないようなやうな問題が時として起こるわけでございします。で、われわれとしては兩國間で絶えず問題の先取りをし、協議をして、それがむづかしい政治問題に発展をして、参議院議員の御指摘の基本的な友好関係にひびを生じないようにという努力は常にいたさなければならぬと思ひます。現在特殊鋼について起こつておりますやうな問題についても、そのやうな立場から対処をいたしたいと考へます。

最後の問題は、このやうなわが国の体制の結果、アメリカから見ればこれは一種のただ乗り論——フリーライド論といふものが時として起こるではないかと言われることも、まことにそのとおりであります。過去においてしばしばアメリカからそういう議論が起こつておることをわれわれは知つておりますが、結局、それに対処するわれわれの道というものは、わが国がわが国独自の立場から、世界平和が危殆に陥らないやうにどのやうな貢献ができるかといふことに尽きていくであらうと思ひます。すなわち、一番大きな世界平和の危険はやはり南北問題というやうなところから起こり得るのでありまして、われわれとしては、防衛の必要最小限度から生じますところのある程度の經濟的な余裕といふものは、そのやうな形で南北問題等々のためにわが国が貢献をすることに、よつて世界の平和が破れる危険を防いでいく、そのやうな努力をわれわれが払ふことによつて、いわゆるただ乗り論といふものに答へるべきであ

り、また答えられないのではないかとというふうに考
えております。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂田道太君) 衆議議員にお答えを申
し上げたいと思います。

わが国が核攻撃を受けたと仮定した場合に、米
国の核報復力に全面的に依存し得ると考えるか、
単なる日米信頼関係のみならず、客観的な論議を
問うということかと思ひます。わが国は、日米安
保条約によりまして、わが国に対する核の脅威に
対しては米国の核抑止力に依存しておりますが、
この核抑止力は、米国の戦略核を初めとする一連
の核戦力の整備と、日本防衛に関する明確な意思
のたゞ重なる表明とによって有効に作用しておる
と考えます。昨年八月の三木・フォード会談にお
ける共同新聞発表におきましても、核兵力であ
れ、通常兵力であれ、日本への武力攻撃があつた
場合米国は日本を防衛するといひ、相互協力及び
安全保障条約に基づく制約を引き続き守る旨確言
をいたしております。そういうふうな言明されて
いるとおりでございませう。

米国の軍事戦略ないしは国際政治は、欧州、ア
ジアその他の同盟国と信頼関係に基づいて成り
立っております以上、仮にわが国への核攻撃が
行われました場合、万が一にもこれに報復を行う
ことなく黙過をするということになるといたしま
するならば、米国の国益上重大な被害を失う
おそれがあるばかりでなく、世界に対する米国の
核のかさへの信頼性が失われ、他の同盟国の従来
の信頼関係は崩壊することになり、自後の米国自
身の安全保障にも重大な影響を与える結果となる
ものと思ひますので、したがひまして、平素から
その同盟国に対しまして核のかさばかりじやな
く、同時に米国自身のためにも、核報復攻撃を実
行する決意を当然持たざるを得ないものと考え
るものでございませう。現実に米国は、戦略核戦
力につきましても、核弾頭力、制度、指揮、統制、目

標、抗たん能力等のコンビネーションによりまし
て、柔軟性のある核反撃能力を整備し、同盟国に
対する信頼性を高めることに努力しております。
本来、同盟国に対する米国の核抑止力とはこのよ
うな厳しい責任が付随しておるものであると考え
ます。したがひまして、核攻撃能力を有する国が
万が一わが国に対する核攻撃を考へる場合には、以
上のようなことを当然計算に入れなければならない
のでありますから、米国の核報復攻撃が絶対に
ないとの確信は持ち得ないこととなり、ここに米
国の核抑止力が成り立つゆゑがあるものと考え
るのであります。

次の第二問でございませうが、アメリカと同盟国
の韓国、西ドイツとは、その国土の中に核の装
備が存在をする。非核三原則堅持のわが国が韓
国、西ドイツと違つてその必要がないという軍事
的、戦略的根拠を説明せよというお尋ねかと思ひ
ます。米国は海外の核兵器の配備につきましても
その存否を明確にしないのがかねてからの政策で
あるとしながら、欧州と韓国につきましても、
例外的に戦術核兵器の存在を明らかにしてござい
ます。シュレジンジャー前国防長官も昨年八月の訪
日の際の記者会見におきまして、核兵器の展開に
ついてどこであるかと肯定も否定もしないのが米
国の一貫した政策である。陸上の境界線をはさん
で軍事的に対峙しているヨーロッパや朝鮮に前進
配備している米軍に関しては、従来この政策に対
する例外があつたと述べております。近年の米国
国防報告で明示されております。近年の米国は
欧州と北東アジアを軍事戦略上最も重要な地域と
考へておりますが、これらの地域に属しておる西
ドイツと韓国に核兵器を配備していることを明ら
かにいたしました。核兵器配備の重要性を強調す
ることにより戦争の抑止効果を図つております。

このように、米国の海外における核兵器の配備
は、陸続きで境界線をはさんで大規模な通常兵力
が直接対峙しておるような軍事的要域について行
われてゐるものでございませうが、他方、わが国は

非核三原則を堅持しており、地政学的に見て米国
の核抑止力が有効に作用するために核兵器がわが
国の国内に存在している必要はないと、シュレジ
ンジャー前国防長官も前述の記者会見におきまし
て、米軍は世界全域に配置されておる、したがつ
て日本以外に展開する米軍によつて、核の分野に
おいて十分な対応ができないような場所や任務は
存在しないといふふうに言明をいたしております
し、このことを裏づけておると思ひますのでござい
ます。

それから、装備関係といひますが、あるいは防
衛の今後の方向と申しますか、そういうことにお
触れになつての御質問だつたと思ひますが、特に
後方支援体制や老朽化をどうやるかという、どう
いうふうな補充していくかという御質問でござい
ますが、特に私といたしましては、今後の防衛力
の整備につきましても、正面兵力の増大よりも質
的な向上がこの後方支援その他にあるといふふう
に考へております。そのために、具体的に申しま
すと、人的基盤の確立——よい隊員を採用するこ
うなこと、あるいは技術者を養成するといふこ
と、そのための処遇改善、生活改善あるいは教育
訓練もよりよくございませう。また基地対策も欠く
ことのできない問題でございませうが、いままで
一層に地域住民に対する施策を深めていかなけ
ればならないといふふうな考へております。その
他港湾施設、石油タンク、弾薬庫の老朽化したも
のの改修、取りかえ、レーダーサイト、航空基地
の抗たん性の向上がやはり重点になつていかなけ
ればならぬといふふうな思ひます。

最後に、専守防衛の節度の中で、その装備につ
きまして外国から輸入するような場合に、商社な
どの介入を排して政府間で直接購入する西独方式
のような仕組みは考へられないかといふようなお
尋ねでございませう。従来からも、戦艦機のような
主要装備品の外国からの導入は主としていたしまし
てライセンス生産によつております。近時、商社の

手を通じて輸入した例はRF4E等きわめて一部
のものに限られておりました。商社が介入をする
余地はほとんどなかったものでございませうが、今後
もその徹底を期しますとともに、仮に主要装備
品を輸入するといふようになった場合でも、FMS
方式あるいは外国メーカーとの直接契約方式な
ど、商社が介入することのない方式をあわせて検
討し、適切な調達に全力を尽くしたい、かように
考へておる次第でございませう。(拍手)

○議長(河野謙三君) 戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 私は、日本社会党を代表し、核兵器
の不拡散に関する条約の批准について三木総理及
び関係閣僚に主要な問題点を質問いたします。

まず、第一に、三木総理から日本の外交方針と
安全保障の基本政策について承りたい。

三木総理は、核防条約の批准を求めるに当たつ
て、核兵器の開発は事実上不可能だ、これなくとも
日本の国防に重大な支障はないと述べていま
す。そして、平和憲法を忠実に継承した非
核三原則の国会決議は不変の国策であると受け
とめ、日本の平和外交の基調を国際的に明確にす
る道は核防条約を一日も早く批准することだと断
言しております。私は三木首相とはその政治的立
場を異にしてはいますが、この見識は高く評価しま
す。しかしながら、私には気にかかることが一つ
あります。それは日本国憲法の、国際紛争を解決
する手段として、永久に戦争を放棄し、陸海空軍
その他の戦力を保持しないという精神の尊重と、
アメリカの核戦略のかさのものとあつて日本の安
全を保とうとする日米安保条約との調整をどう
やってやっていくかの問題です。具体的な事例と
しては、宮澤外相の、事前協議の際に核持ち込み
に対してイエスもあればノーもあるとのあやふや
な答弁です。これは形式的法理論からすればあた
りまえの解釈かもしれませんが、事は有事の場合で

昭和五十一年五月十日 参議院会議録第九号 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

一八四

これが核戦争勃発の引き金となつたらそれこそ大変だと世間の人々は心配しております。

内閣総理大臣の三木武夫さん、あなたはすでに祖国と世界の平和を守るため一身を投げ出すとの心の用意ができておられると思います。私はちゃんと人相的にあなたの顔にはそれがにじみ出ているような気がいたします。しかし、このことは国の安危にかかわる重大な問題で、最終的に国の最高意思の政治的決断を必要とします。心境推定から一歩踏み込んで、改めて三木総理の口から御答弁を願います。

しかし、この問題は、冷静に考えればノーだけの答えでは済まされません。国の政治責任者は、人類の破壊を誘発させるような核戦争への道を選ぶべきでなく、ぎりぎりの最後まで事前に平和的解決のために粉砕身すべきであります。死をいとわないことです。粘りの三木さんにはそれではできると私は確信します。

第二の問題点は、わが国の政府は、いまだ六年前の核防条約署名に当たって、一、核軍縮の促進、二、わが国を含む非核兵器国の安全保障、三、原子力の平和利用の面における平等性の確立、この三点について強い関心を有することを表明しています。この三つの問題はいずれも重要問題ですから、三木総理並びに宮澤外相だけでなく、防衛、科学技術、通産の閣僚大臣から、過去六年間にかち得た成果について、それぞれの責任ある答弁を簡単にお願ひしたい。

核軍縮に関し、世界に対して道義的責任を一番持たなければならぬのは米ソ両大国です。それなのに米ソ両国はSALT交渉後、戦略核兵器削減の基礎ができたと思われているが、ICBM及び潜水艦積載のSLBM、新兵器のMIRV等の核兵器その他の軍備を事実上増大している一方ではありませんか。米ソ両国は核抑止力の実力を具備し、超大国に物を言わせ、世界各国の核拡散、核開発、核移動の管理、査察を行っています。それなのに、みずからは核戦力の均衡を主張し、依然

として軍縮の実績を示しておりません。これでは、世界各國からその独善的覇権主義の専横に対して不信感がつのるのはあたりまえであります。

わが国を含む非核兵器国としては、核攻撃からの安全保障を取りつければ核防条約批准の意義はあります。また、石油ショック以後の重要課題であるエネルギー資源の確保のために、原子力の平和利用の面における平等性の確立にどれほどの明るい見通しがついたものでありましょうか。

第三の問題点は、核兵器の全廃を目指しての核軍縮の具体的プログラムについてであります。三木総理は、国連が全世界的安全保障の役割を果たすことを理想としておられます。それなのに自民党のいまの現状は何たることとあります。他党には干渉いたしません、自民党の向米一辺倒的な日米安保体制のみに依存した足踏み状態のこのていらくで、どうしてあなたが唱えるような理想に到達することができようかと申し上げます。

三木総理にこの際望みたいことは、最近の世界の潮流を見誤つてはならないということです。発展途上国の声を率直に聞く耳を持たなければ、ベトナムに敗戦したアジアにおけるアメリカの失敗の悲劇をもうわが国がかかることになりません。三木総理は、米軍が原爆を広島、長崎に投下したあのキノコ雲に対する民族の憤りと、原爆計すまじの国民的決意と、戦争反対の全人類の訴えを寸時も忘れてはなりません。戦争放棄、再軍備否定の平和憲法と非核三原則の原点は実にここに

あるのであって、核防条約批准こそこの精神を発展させるものでなければならぬのです。三木総理は、日本の政治指導者の責任において、国連憲章のとり核戦争による人類の破壊を救うべく、超軍勢力を保有する米ソ両大国及びその他の核兵器国に対して、核兵器による武力の威嚇または武力の行使を行わざるよう、国連その他の国際会議の場において強く働きかけてほしいのです。

第四の問題点は、日本が核防条約に批准後、政府は具体的に何をなすべきかであり、三木総理は、核開発の能力ある日本が核開発を断念して核防条約批准に踏み切ったことは、世界の日本に対する疑惑を一掃し、これが日本の平和外交展開の出発点となったことを強調しています。まさしくそのとおりです。それであればこそ、世界の眼は日本の創造的平和外交の第一歩に注目しておるのです。日本の政府は、政府の責任で直ちに具体的に回答を行わねばなりません。世界を見渡せばわかるように、非核保有国の数は圧倒的に多い。日本がこれらの国々とスクラムを組んで、世界の核戦争反対の声を結集していけば、核軍縮、核兵器の国際管理、核武装の完全廃止の実現は可能であります。日本政府は、核防条約批准を転機として平和外交を積極的展開し、日米安保条約、米ソ両大国の覇権主義的外交を自発的に解消させ、グローバルな時代にあふらしい、全人類のスケールの、世界の平和と共存達成の世界新秩序建設を目指すべきです。

第五の問題点は、日本が核防条約に正式に加盟したことを意義あらしめるため、国会で非核宣言を行うこと、また、日本国の政府は、世界及びアジアの平和と確立に貢献するため、速やかにアジア・太平洋非核化国際会議を開催すべく関係各国に呼びかけ、アジア・太平洋地域に非核化地帯設置の実現を図ることを提言します。地下核実験禁止協定並びに核保有国との核不使用についての二国間の取り決めも、すでに手の届くところに来ております。いまこそわが国が独自の創造的平和外交を積極的展開すべきチャンスが到来して、三木総理に与えられた任務は、これからは理想を説くことだけでなく、理想を地上に実現するため捨て身になって世界史の転換をさせることとあります。

日本社会党は、党内で活発な論議を重ね、核防条約批准を決意しました。世界の中の日本の主体性を、この平和達成の真剣な戦いの中からみごとに確立して見せます。(拍手)私たちは与党の混乱には触れませんが、国際信義を重んじ、平和外交に貢献するために全責任を持つことを誓います。平和を熱愛する日本の国民は丸とあって、再び政府をして戦争への過ちを犯させないようにすべきです。

最後に三木総理に、真理は常に具体的であらねばならない。この一語を呈し、私の質問並びに提言を結びます。

再質問する場合もあります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫) 戸叶君にお答えをいたします。

日本の非核三原則、これを不退転の国策として内外に明示すべきだということを最初にお述べになりました。この非核三原則は、国民の総意を体する国権の最高機関である国会の決議にもあらわれておりまして、また、この非核三原則というものが、これを最も具体的に日本の決意を表明するのは、私は核防条約に対する国会の承認だと思っております。これが批准をされれば、千万言を費やさずとも、核武装をしないという決意のこれほど端的な世界に対しての日本の方針の明示はないわけでございますから、どうかこの国会で、参議院においても承認をしていただきたいと願ひるのでございます。

また、核戦争の防止に対して、それに対して全力を尽くす心の用意があるかという御質問がございましたが、これは私はもう核戦争を防止するということが何物にも増してこれが政治が取り組まなければならぬ課題はない。これは人類の生存がかかっているわけですから、そういう意味におきまして、このことに対しては最善を尽くします。またそういうことに至らないために、国際的環境の安定化を図るために外交があるのだと思っております。戸叶君の御指摘のように、日本は平和の維持と国際環境の安定のために一段と日本の平和外交を積極的展開する責任があると考えております。

また、いままでの政府が六年前に調印したとき

に、いろいろ申し立てる条件についてお話がございました。先ほど核軍縮の問題については、もしもあつた核防条約がなかったならば、私は、もつと核軍縮競争が行われておる。それに菌どめの役を与えて、なおかつ核軍縮といふか、核戦争防止に対する米ソ間の協定や条約、合意といふものはある程度進んできた、核防条約といふものによる軍縮への努力といふものは歩み始めておる、こう評価いたすものでございます。

また、平和利用の問題については、これはもう日本がユラトムと同じような、戸叶君御承知のように、平等な待遇を確保することができておる、これが今回国会において御承認を得ますならば、原子力平和利用の上においても非常にやっばりプラスになるんです。いままで日本が核防条約に対して批准を行いませんから、核燃料の供給の協定をする場合に、日本がもしも、こういういつまでも批准をしないということは、核兵器開発の、日本はそういう考えを持っておるのではないかと、そうなるならば、核燃料を供給する場合に、戸叶君御承知のように、原子力発電によるブルトニウムがでますから、これは核兵器開発の大きな原料になるわけですから、核燃料の協定を少し考えなければならぬという空気が世界に起こつておることは事実です。日本がこれから核といふものの平和利用、原子力発電なんか非常にウエイトをかけていくのに、燃料協定に懸念をあらわしておられます。カナダの議員の方が来て、私に第一の質問をするというの、核の燃料協定に関連をしておるからですね。そういうことを考えますと、やはりこの核防条約の承認を受けますことが平和利用における燃料の供給といふものに對する世界的な懸念を一通することにもなると思ひます。この点について、査察については欧州の原子力機構と平等であると、それからまた、戸叶君が非常に強調された点は私も全く同感でありまして、いままでは、核防条約を批准をしないといふことは、非核三原則といふことを世

界でいろんな会議の場で強調いたしますし、もう歴代の外務大臣が国連で核防条約の早期批准といふものを演説しない外務大臣は一人もないですからね。全部皆各外務大臣は、これは大きなやっばり演説のテーマにしておるわけですから、佐藤さん自身もノーベル賞までこういう非核三原則といふものを理由にしておられたと、こういうふうなことで、それをもう端的に表示するものは、やっばり核防条約に参加ですからね。そのものが、いつまでも日本がちゅうちょしているやに世界的に映りますことは説得力がないですね、日本の平和外交に對しての、こういう一つの世界の疑念が一掃するわけでございますから、戸叶君の言われるように、これは新しい日本の外交、平和外交の出発点だと受け取るべきでしょうね。こういうことで、やはり米ソの間の問題に限らず、米ソの一つの核軍縮、これに對しては日本もやっばり強い立場をとるべきでしょう。その他の核軍縮に對して日本は一段と強力に外交を展開していく必要があると思ひます。

また、非核地帯をアジア・太平洋においてつくれといふお話でございました。私も、適切な条件を持つておる地域では非核地帯を設定するといふことは、やはり核拡散を防ぐという意味において一つのやはりこの条約の趣旨にも合致すると思ひますから賛成です。しかし、これは非常に安全保障の問題がからんでおるだけに、現実にはそういう情勢がないと、なかなか言うだけでは実現しない。アジア・太平洋地域ではまだ現実にはそういう国際環境といふものは生まれてはおらないと思ひますが、戸叶君言われるように、こういう地帯が設置されることは、これは好ましいことでございまして、今後そういう努力はいたしますけれども、いまアジア・太平洋に現実的な条件が整つておるとは見ておられないわけでございます。また、核の実験の禁止であるとか、いろいろお話がございましたし、こういう点については全面的な核実験の禁止といふものは日本もいままで努

力をしてまいつたわけでございますが、一層この問題に對してこれを推進するような努力をいたします。また、日本は地震国としてこういうものに対していろいろ過去の経験は寄与する面もございまして、これは努力をいたします。

また最後に、発展途上国の声を聞くべきである、こういうことを強調されましたが、私は、やはり核戦争を防止するためには世界の環境といふものが安定した国際環境を持つことが必要でございまして、そのために必要なことは、発展途上国と工業先進国との調整だと思ひます。今後、これから二十一世紀にかけて世界の最大の課題は、工業先進国と発展途上国の格差がだんだん拡大していくことを、どうこの格差を縮めていくかということと、に世界の平和の問題が大きくかかつておると思ひます。それから、発展途上国の発言に耳を傾けて、でき得べくんば日本は工業先進国と発展途上国との調整的な役割を国際的に果たしていく面が大いにあるのではないかと、戸叶君の御意見に對しては傾聴をいたした次第でございます。(拍手)

○国務大臣(宮澤喜一) 戸叶議員から、政府がこの条約を署名いたしましたときに声明いたしました三つの事柄がその後どのように進展をしておるかというお尋ねがございました。

まず、第一の核軍縮の具体的成果につきまして、総理も御答弁になり、先ほどはまた衆議院に對して、本条約が成立しましたから数個の米ソ間の取り決め等が成立したということと総理から答弁をせられました。それに加えて、先月のこととございまして、長い間の懸念でありましたいわゆる地下核爆発について米ソ間の合意が実質的にできたという報道がモスクワの側からございしました。してみますと、これは、長い間問題でありましたいわゆる現地査察についてソ連側が譲歩をしたといふことを意味するものと思われまふので、これはやはり画期的な一つの進展ではないか

といふふうに考えるわけでございます。

なおまた、昨年の再検討会議の際に米ソ両方から、とにかく米ソ間で軍縮、核軍縮の話をするといふようなことはこの条約以前には考えられなかったことであるといふ発言が期せずして両者からあったのであります。これは額面どおり受け取ることができるといふことはともかくといたしまして、米ソ両国にとつて、これ以上核兵器保有国がふえないという前提で物が考えられるということとは、将来どうなるかわからぬといふ場合に比べまして、両者の合意を見やすい状況であることだけは言えるであらうと思ひます。SALT IIの交渉などを見ましても進展は遅々としておりますし、また、設けられる天井も必ずしもわれわれが希望するほど低くないといふことは事実であります。しかし、いわば天井のない青天井の状態よりは、ともかく天井を設けようといふことは、不満足ではあつても多少の進歩と考えていいのではないかと。ことに米ソ両国ともいわゆるオーバーキルになつておることはよくお互い知つておるわけでございますから、お互いの財政の限界もあつて、できればある程度の軍縮に向かつていきたいといふ利己的な動機も働いていくものではないかと考えるわけでございます。

それから非核兵器国の安全保障につきまして、先ほど客観的には情勢は決して悪くなつていないと思ひますが、昨年の再検討会議等の機会を通じて、わが国は何度もこれを強調しておりました。また今後とも強調いたさなければならぬと思ひます。

第三の平和利用につきましては、先ほど保障措置協定について総理から御答弁がございましたので省略いたします。

それから次に、わが国はこの条約の後何をなすべきかといふお尋ねでございました。それは先ほど戸叶議員が幾つかの問題を、構想をお挙げになりました。総理大臣から、原則としては自分は賛

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

一八六

成である、そのための条件が直ちに整っているとは言えないかもしれないというお答えがあったわけでございますから、そういったこと、われわれはそういう条件をこれから整備するために努力をするということがわれわれの態度でなければならぬと思います。具体的には、核実験の包括的な禁止でございますが、ことにその中で検証の問題につきましては、先ほど申し上げましたモスクワからの報道等による検証、査察の問題につきまして、わが国としては地震探知技術をもって相当の貢献ができると思います。また、いわゆる平和目的の爆発と称するものがしばしば必ずしもそうであるかという問題を生んでおられるわけでございますので、やはりこれは規制をするという方向に当面行かなければならないのではないかとわが国としては考えます。

なお、それに加えて、先ほど申し上げました非核兵器国の安全保障についてさらにいろいろな機会に強調をし、また確保してまいりたいと考えておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂田道太君) 戸叶議員にお答えを申し上げます。

核軍縮の評価のことについてのお尋ねでございますが、SALT Iを初めといたしまして米ソ間における縮軍縮への努力は、非常に困難な状況を背景と考慮に入れますならば、それなりに評価されるべきものというふうに考えております。

それから核防批准後における非核兵器国としてのわが国の安全保障についてのお尋ねでございますが、これは私、しよっちゅう申し上げておりますように、わが国民の一人一人がわが国を守る、わが国民を守る、自分の手によって守るといふ、そういう強い意思がなければならぬ。それから意思だけあっても、それを裏づけるところの能力、つまり憲法の制約のもとでございまして、その一定の必要最小限度の防衛力は常にこ

れを保持し、そしてこれに対する努力を怠ってはならぬということでございます。

それからまた、今日のような核時代でございますから、この核の脅威に對しましては、非核三原則を持っておりまわが国といたしましては、どうしても安保条約に頼らざるを得ないと、米国の核抑止力に依存をするということを基本といたしておるわけでございます。この国を守る意思、防衛力、そしてこの安保条約、この三つが揃うと組み合わされて初めて日本の独立と安全というものが保てるというふうに私は考えるわけでございます。最近国民の間におきましても、わが自衛隊に對する信頼関係も非常に高くなりまして、昭和四十七年の總理府統計の際に七三%でございましたのが、この一月十六日の発表によりまして七九%に上がつてまいりました。

それからもう一つは、先ほど申しました三原則と申しますか、わが自衛隊と、そして安保条約と、この二つでもって国を守るということに對する国民の信頼関係が、かつて四十七年度におきましては四一%でございました。それが今日、一月十六日には五四%に、初めて五〇%を超えてまいりました。このことは、やはり国の安全について日米安保条約とわが自衛隊の存在というものと申して国民がわかつてきたということではないかと思つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐々木義武君) 私に對する御質問は、原子力平和利用を今後どういうふうに進めていくかという問題かと存じますが、資源に乏しいわが国がエネルギー問題に適切に對処いたしまして将来にわたつてエネルギーの安定的確保を図つていくためには、原子力発電を中心とする原子力開発利用を強力に推進していく必要があると存じます。

わが国は昭和二十九年に最初の原子力予算が成立いたしましたから、これまで原子力基本法の精神に従ひまして一貫して平和の目的に限つて原子

力の研究、開発及び利用を進めてきておりますし、今後この方針を堅持していく所存でございます。近年、特に原子力の安全性につきましまして、必ずしも国民から万全の信頼を得ているとは言いがたい現状にありましますので、原子力の開発、利用を円滑に進めるに当たつては、原子炉施設等の安全規制の充実強化、原子力の安全研究の推進、放射性廃棄物の処理、処分対策の確立等によりまして原子力の安全確保に万全を期し、国民の十分な理解と協力を得るよう努力してまいりたいと存じます。

このような原子力の安全確保体制のもとに、政府といたしましては、今後長期的観点から天然ウラン資源及び濃縮ウランの確保、ウラン濃縮技術の研究開発の促進、使用済み核燃料の再処理施設の建設等、原子力発電を取り巻く核燃料サイクルの確立に努めるとともに、現在の軽水炉に引き続き、近い将来原子力発電の中心となり、燃料の利用効率を飛躍的に改善することが期待される高速増殖炉等の新型原子炉の開発、さらには、人類究極のエネルギーとして期待され、世界の先進諸国が強力に進めている核融合の研究開発も鋭意推進してまいりたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 原子力の平和利用についての御質問でございますが、原子力の平和利用の最大の課題は、先ほどの答弁にございましたように、原子力発電の推進にあると考えています。また、この原子力発電を進めるといふことが日本のエネルギー問題を解決する有力な手段である、こういうふうに理解をいたしております。現在わが国の原子力発電は、いろいろ困難はございますけれども、大勢としては順調に進んでおると言えると思います。現時点で稼働中のものは最近大分ふえまして六百万キロでございます。それから、建設中のもの及び近く着工予定のものが千五百万キロでございます。さらに、五十一年度及び五十二年度に電源開発調整審議会にかけける予定になつて

おるものが合計一千三百万キロございまして、その総合計は三千四百万キロでございます。したがいまして、昭和六十年の目標であります四千万九百万キロの達成は今後の努力によりまして実現可能である、こういうふうに考えております。

(拍手)

○議長(河野雄三君) 戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 三木總理に一点だけ質問いたします。

それは、三木總理は東南アジアにまだ非核地帯をつくるだけの備えができていないというふうなお話ですが、備えができていないかできていないかということをお尋ねしたのではないのです。あなたは外務大臣として東南アジアから豪州に旅行したときにおいても、きわめてハイモラルな理想を説いておられます。太平洋というのは平和の海です。もう大西洋時代から太平洋時代に來たというところに、ここにどうやって名実ともに平和の海をつくるか。この東南アジアなり、アジアの苦悩というものを身をもって受けていないからで、先般シンガポールの南洋大学の國際關係学の教授の蕭博士が來ましたときに、いま三木さんは東南アジアに行かない方がいい。田中さんがタイやインドネシアで突き上げられたように、田中さんだけではない。あの感覚では東南アジアの苦悩は日本は本當に理解していないという思想が東南アジアの中にあるんです。現実においてまだそこで成熟していないものに対して手を差し伸べるといふのが新しい積極的な平和外交の行き方じゃないか。三木さん、そういう点において、あなただけでもせめて東南アジアに希望をつなぐような、理想を語るだけでなく、熱意を示さなければ日本の将来というものは孤立すると思ひますから、ぜひその点を改めて質問いたします。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 戸叶君にお答えをいたします。

戸叶君の答弁の中にも申し上げたように、核戦争を防止すること以上に優先する私は政策はないと思うんです。したがって、そのために地域的な非核地帯というものの設定は、私は核戦争防止に役立つという基本的な考えでございまして、アジア・太平洋地域においてもそういう非核地帯というものが設定されることに賛成でございまして、ただ、ヨーロッパあるいはラテンアメリカと多少アジアとの地域は異なる点もございまして、これは、戸叶君、私は努力をせないうことではないんです。努力はいたします。が、なかなかちよつとラテンアメリカあるいはまたヨーロッパの諸国とは異なる事情の違うような点もあるということを考えたわけでございまして、いまだておるのはラテンアメリカでございますが、そういう点で今後努力はいたしますけれども、だからすぐに実現ということとはむずかしいんじゃないか。しかし、努力はいたすということとでございまして。

○議長(河野謙三君) 堀出啓典君。

〔堀出啓典君登壇、拍手〕

○堀出啓典君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました核兵器の不拡散に関する条約の承認を求めるの件に対し質問を行います。政府の簡潔にして要を得た答弁を求めます。

恐るべき核兵器を全廃し、軍備なき世界平和を実現することは全世界人類共通の願望であり、だれ人たりとも異論のないところであります。にもかかわらず、現実には米ソ二大国を中心として武器輸出競争、核兵器開発競争はとどまることを知らず、米ソだけでなく広島原爆六十一万発分を保有し、全人類を十数回も殺戮できる量となり、現在も毎日三個の核兵器が製造されていると言われ、まさに人類の運命はダモクレスの剣のもとにあると言わなければなりません。このような核の脅威から人類を救うことこそ、最大にして最重要の緊急の課題というべきであります。ただいま提案さ

れましたいわゆる核防条約の本当の意図はここにありべきであつたのであります。しかし、でき上がった条約は、核大国のエゴイズムによって曲げられ、不完全、不十分なものであつたことはまことに遺憾という以外にありません。

まず、核軍縮に対するわが国の今後の姿勢の問題をお伺いしたいのであります。御存じのとおり、核防条約の内容を見ると、核保有国と非核国との不平等性は明らかであります。すなわち、非核国は核兵器をいかなるものから受領することも製造することも禁止されておられ、一方、核保有国の核軍縮の義務については努力規定を設けたのみであります。核防条約が発効してすでに六年余を経ているにもかかわらず、核軍縮に見るべき成果なく、米ソ間で行われている戦略兵器制限交渉も、核軍縮交渉というよりは米ソ両国の拡大均衡のための交渉にすぎず、この六年間で米ソ両国とも保有する戦略核ミサイルの核弾頭数が数倍にふえていることからも明らかであります。政府はこの核軍縮の問題について具体的にどう取り組むのか。核兵器保有国の見るべき成果を上げない核軍縮をどう考えているのか。先ほどの答弁を聞いておられますと、現在の米ソの核軍縮に非常に満足をしているかのごとき答弁であります。が、重ねてお伺いしたいのであります。

わが党がかねてから提案をしておる核兵器保有国の首脳会議の実現、国連核問題特別総会の開催実現等、全世界に強く呼びかけ、積極的努力をいたすべきと思うが、政府の決意を伺っておきたいのであります。

次に、非核国の安全保障についてお伺いします。本条約は、さきに述べたとおり、非核国が核兵器を持つことを厳しく禁止しておきながら、核保有国が非核国を攻撃しないという何らの保証もないのであります。少なくともすべての核保有国が核兵器を使用しないという内容の核兵器不使用協定の締結が必要であります。すでにラテンアメリカにおいては、昭和四十二年二月にラテンアメ

リカにおける核兵器の禁止に関する条約を作成し、現在までに二十三カ国がこれに署名、二十一カ国が批准を完了しています。この条約は核兵器の実験、使用、製造等一切を禁止し、締約国内に核兵器の配備も禁止することを約束しており、ソ連を除く四大国の核保有国がこの条約の内容に従うという保証を与えており、核兵器不使用の点で核防条約よりも一歩前進した内容であります。

アジア・太平洋地域においても、このような非核地帯をつくる多国間条約を結ぶことは、わが国政府の積極的姿勢があれば十分可能な情勢であります。ラテンアメリカでできたものがアジアでできないわけはありません。全世界的な核兵器不使用協定への第一歩として、かかるアジア・太平洋地域の核兵器禁止の条約をつくり、核保有五大国の保証を求めるため、日本こそ立ち上がるべきであります。先ほどの答弁のようなことではなしに、政府の決意を伺っておきたいのであります。また、核防条約は、核保有国が自国の核兵器を他の国へ持ち込むことが禁止されていないことは大きな欠陥であり、まことに不合理なことと言わなければなりません。この欠陥を是正するため、政府は今後どのような積極性を持って取り組むのかお伺いしたい。

次に、わが国における非核三原則の問題について政府の姿勢をただしておきたい。今日まで政府の非核三原則を守るとの表明にもかかわらず、米軍による核持ち込み、さらに船艦、航空機による核通過の疑惑は依然として消えていないのであります。日本政府が非核三原則を守り、米政府が日本の日本政府の方針を理解、尊重すると言っただけでは不明確であります。米ソとスペインとの友好協力条約は米ソがスペインに核兵器を貯蔵しないことを約束しております。このことは、米国の基本政策は核兵器の有無を明らかにしないものであると言ってきたわが国政府の説明が完全に覆されたことを示しております。政府は国民の核持ち込みの疑惑を一掃するため、直ちに対米交渉を行い、

交換公文によって米軍のわが国への核持ち込み禁止の取り決めを行うべきであります。このような当然のことをしようとしないう政府の姿勢に国民の疑惑は生じているのであります。政府の見解を伺いたい。もし、政府がそれを行わないとするならば、その理由は何か、明確に説明していただきたいのであります。

また、国家の危急存亡のときでも非核三原則を堅持すると政府は理解しているのか、政府の決意を開きたい。

さらに、国際海洋法会議におけるいわゆる国際海峡の問題であります。わが国は例外をつくらず、国際海峡においても核通過を禁止、非核三原則を堅持すべきは当然であります。すなわち、無害通航を主張すべきであります。政府はどのような姿勢で取り組んでいるのかお尋ねしたい。

また、核防条約を批准するに当たり、この際、わが国が非核武装宣言を行い、全世界の国に対してわが国の恒久的な非核政策を公式的に通告すべきであると思うが、政府の見解を聞きたいのであります。先ほど総理は、核防を批准することは最高の通告であるとの意見でございまして、けれども、核防では核持ち込みは禁止されておらず、なお十分である意味から、重ねて質問するものであります。

次に、原子力平和利用に対する国際原子力機関による保障措置の問題に関連して伺いたい。原子力の平和利用は、エネルギー問題の将来を考えると、当然推進されるべき課題であります。そのためには安全性の確保と国民のコンセンサスを得ることが必要であることは論を待ちません。わが国は、原子力基本法で自主、民主、公開の三原則が明記されているにもかかわらず、現実には企業秘密という名のもとに全資料が公開されず、原子力委員会関係者以外の専門家は資料のすべてを見ることができず、その結果、第三者による安全性の十分なチェックができなくなり、一方、このことが国民の不信を招いているのであります。

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

一八八

原子力の平和利用はあくまでも徹底した公開を原則とすべきことを主張いたしますが、政府の決意ありや否やを伺いたないのであります。

最後に、核兵器を地球上から絶滅し、軍備なき世界平和の実現に向かつて飽くなき努力を続けることは日本民族に課せられた崇高な使命であり、この闘いの原点はあの広島、長崎における悲惨な被爆体験の認識にあると思ひます。毎年わが国を訪れる各国の首脳はかなりの数になりますが、その大半は、東京周辺や京都等を訪問することはないのであります。広島、長崎で一瞬のうちに二十数万の生命が失われてよりすでに三十余年、いま人類が滅亡の危険に迫りつつあることを思うとき、勇気をもって原爆の悲惨を世界に訴えることは日本の責務であります。広島、長崎に国際会議を開催できる国際平和文化センターを建設して、世界の各界の指導者を広島、長崎へ招く機会を多くつくることも一つの道であります。原爆資料館をつくることも一つの道であります。原爆の悲惨さを世界に訴えるために先頭に立つべき政府が全く消極的で、その多くは民間団体に任せられてきたことは紛れもない事実であります。政府の積極的な見解を伺い私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 堀出君にお答えをいたします。

堀出君は、核兵器を地上から——核兵器ばかりでなしに、武器を地上から完全に除去することこそ平和の最終目的ではないかという御意見でございますが、理想としては私はそのとおりだと思ひます。しかし、この問題は、各国の安全保障という、国としての第一義的な利益といえますか、こういう問題が、やっぱり安全保障の問題といふものは非常に深く関連をしておりますから、だから一気に理想まで持っていくことは非常にむづかしい問題ですね、これは。やはり一步一步、現実

即して堀出君の言われるような理想に近づけていくということがやはり一番実際のことであり、また現実的である。そのために日本の考えておる——日本政府の考えておる方向は、包括的な核実験の禁止であるとか、核軍縮、こういう問題について今後取り組んでいくことが現実的外交の姿である。いままでは日本は核防条約といふものにも五年——六年になりましたが、国会の承認も与えていませんし、批准も終えてないわけですから、なかなか世界に対しての説得力がなかったわけですが、幸いにこの国会で御承認を得て批准をいたすことができれば、一段と国際的発言に對して一つの迫力ができるわけですからね。今後この問題に對して一層の努力をいたしたい所存でございます。

また、この条約は核保有国に對して核兵器の使用を禁止してないではないか、こういう条約が——核兵器を使用しないという協定を締結する必要があるのではないかという御意見ですが、どうも御趣旨としては全く理解できることでございますが、この核兵器を持つておる、しかし使用はしないという国際的協定といふものはなかなかむづかしいわけですね。それは核は抑止力ですからね。実際にだれも核戦争をしようとは思ってないわけですね。すれどどういふ運命になるかというところは皆知り尽くしておるのですから。抑止力として戦争を防ごうというところに、核戦争を防ぐところに核といふものの効果といふものがあるわけですから。持つておるけれども使わぬという世界的な協定といふのは、実際の国際的な世界戦略のバランス全般の問題としてなかなかそういうことの実現はむづかしいと思ひます。実際問題として、堀出君の言われることは私もよくわかるのですが、実際問題としてはむづかしい。そうなるべくと、現実的には核軍縮を推進していくという方法が、一番それが有効な手段ではないかと思ひうわけでございます。

また、核持ち込みを禁止しないということ

ございまして、この核防条約というのは、核の保有国が次第次第にふえていくことを防いで、核戦争の勃発の危険を少なくして、国際関係の安定度を高めようというところをございまして、堀出君の言われるように、核をよその国に持ち込むことは禁止してない。管理は認めないですけれども、持ち込むことはこれは禁止してない。そこまではね。たまたま条約でもなかったわけ、この問題もなかなか、この問題も各国によつて、やっぱり安全保障というものは皆一番その国の政治が頭を砕く問題ですからね。国によつたならば持ち込んだ方が安全だという考えもございまして、これもなかなか実際の問題としてはむづかしい問題である。しかし、堀出君の言われる趣旨は私もよく理解をできるわけでございます。お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 三點ございまして。

第一点は、ただいまの管理権を譲つてはならないが、管理権を持ったままであれば持ち込みは禁止してないではないかと言われることはそのとおりでございます。これはただいまの総理が御答弁になりまして、ヨーロッパなどの場合において、現に管理権を持ったままでも持ち込みが行われていくというようにあるように存じます。これはやはり通常兵器と核兵器とのバランスにおいてヨーロッパの国々の中にそれを希望しておる、自分の利益に合うと考えておる国がある。また、米ソのバランスからそのようなことが生まれてくるということから来るまあいわばやむを得ない事情かと考えられます。わが国の場合にはもとより三原則がございまして、持ち込みを一切禁止するということ、一向に差し支えないこととございまして、国際的には必ずしもそれがそのようでないということが事実のように存じます。

それから、国際海峡につきましてお尋ねがあったのでありますが、海洋法会議が先般の会期を一

応終わったところでございまして。次は八月の二日からもう一度開かれるわけでございますが、わが国としましては、いわゆる国際海峡といふものがどのような形で新しい国際法の中で定義づけられるかといふことを考えつつ、全体の利益を見て対処したいと思つておるわけでありすけれども、いづれにいたしましても、わが国の固有の権限の及ぶ限りにおきまして三原則といふものは貫いていくべきものである、さように考えておるわけでございます。

それから最後の、いわゆる広島、長崎のわれわれの体験をどう生かすかということで、外国人との関連でお尋ねがあったわけですが、確かにこのよな生きた歴史といふものは、これを見ることによつて外国人の人々に反省、自戒を起させます。非常に何よりも雄弁な生きた歴史でございます。そういう意味で、近年訪れる人も多くなつておるようでございますけれども、そういうことはできるだけ私どもとしても意識的に進めてまいりたい。国際会議場というようなことも一案であるかと存じますが、そのようなわれわれの持つておる貴重な歴史といふものを各国の人にもできるだけ分かち合つてもらわなければならないと思ひます。また、国連との関連につきまして、かつて国連事務総長から核兵器白書が出されましたときに、わが国の広島、長崎等の体験はこの白書の中にかなり生かされて、わが国も積極的に関与の白書づくりに貢献をいたしました。われわれの持つております非常に悲惨なしかし貴重な体験は、今後とも国際的に生かすために努力をいたさなければならぬと思ひます。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐々木義武君) 私に對する御質問は、原子力の平和利用は原子力基本法の自主、民主、公開の原則を守つて、企業機密の存在するよな技術は採用しないで、公開の原則に徹すべきではないかという御質問でございます。原子力の研

究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」という「基本方針」を規定してございます。わが国の原子力の研究、開発及び利用は、この方針に従い進められてまいりました。今後ともこの方針は堅持してまいり所存でございます。

問題の公開の原則につきましては、原子力の平和利用を担保するとともに、原子力研究、開発の成果を広く利用することができるようにとの意図があると解釈されております。広く安全性についての国民の不安を払拭するためにも、政府としては、進んでできる限り安全性に関係する資料は公開してまいりたいと考えてございます。

なお、公開の原則は、公開によって研究、開発の促進が阻害されるような場合、あるいは財産権保護の原則に抵触するような場合にまで公開すべきことを意味するものではないといたしましては、解釈されてございます。念のために申し上げておきます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 立木洋君。

〔立木洋君登壇、拍手〕

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、核兵器不拡散に関する条約の批准承認案件について総理並びに外務大臣に質問いたします。

日本共産党は、当初から核防条約の重大な問題点を指摘し、批准反対の態度をとってまいりました。この条約の発効から六年間の内外情勢の経過は、わが党の指摘と批判の正しさを立証していると考えています。

第一に、核防条約の基本的な性格は、新しい核兵器国はつくり出さないというだけであって、

〔議長退席、副議長着席〕

すでに核兵器を持っている国については全く手を触れず、核独占の維持、強化をねらうものであります。本条約で述べられている核軍拡競争の早期の停

止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置についても、この六年間全く放置され、今日では明らかに空文に等しいものであります。すでに核防条約が発効した一九七〇年から五年後の一九七四年末まで、米ソ両国の戦略核弾頭数はアメリカで四倍強に、ソ連では約一・五倍に増強されており、質的にも多核弾頭化や命中精度の向上など、核保有国の核軍拡競争は一層激化し、核の軍縮は何ら成果がないのであります。しかも、非核保有国である非同盟諸国は核保有国の核軍縮を強く要求し、非核保有国への核兵器不使用の要求を出しているにもかかわらず何ら具体的な措置も顧みられず、核防条約への不満と不信が高まっていることはきわめて注目すべきことであります。

総理、このように本条約の発効後も核軍拡競争が激化している事実を何とお考えでしょうか。先ほど核防条約がなかったならもっとひどくなるであろうというふうに言われましたが、このようなことで核防条約を是とする議論はまさに欺瞞的な論理と言わなければなりません。総理はこの条約が真に核軍縮の一步になり得ると考えておられるかどうか、明確な御答弁をいただきたいのであります。

第二に、核防条約では、アメリカなどの核保有国が自国の核兵器を外国へ持ち込むの何ら制限をつけず、完全に野放しにしているという重大な問題があります。この条約では一部の国の核独占を事実上容認し、核軍拡競争を放置しているだけではなく、核保有国が非核保有国のどこに核を持ち込み、どこに配備をしようが、また、他国に対してどのように核による脅迫、干渉の政策をとろうが、何らこれを禁じていないというところを見れば、事態は明白であります。このことはまさに日本にとって重大であります。先ほど総理は、非核三原則の厳守は核防条約批准によって最も確実なものになるとの趣旨を述べられました。このよう核防条約は非核三原則の核を持ち込ませずとは全く相入れないものではないでしょうか。この

点でまずお聞きいたしますが、アメリカが核をいかなる形でも一切日本に持ち込まないと公式に言明したことがあるでしょうか。また総理は、今日アメリカに核を持ち込ませずと明確に確約させる御意思がどうか、総理の御所見を伺います。

さらに、政府は国連海洋法会議において、国際海峡は一般領海に比してより自由な通航を支持するとして、十二海里領海内の核の自由通航を認めると報道されておりますが、この際、いかなる形でも領海内の核通過を認めないかどうか。また、唯一の被爆国であるわが国が率先して世界に国際海峡の核通過禁止のために強く働きかける用意がどうか、御所見をお伺いいたします。

わが党は、非核三原則を法的拘束力のある確固たるものとするために、その立法化である核兵器禁止法案を国会に提出いたしております。この法案の成立は国の内外に日本の非核化の決意を最も明確にするものであると考えますが、総理、この核兵器禁止法案に賛成なされるかどうか、御答弁をお願いいたします。

第三に重要なことは、この条約がアメリカなどの核保有国による非核保有国への核使用、すなわち核攻撃を禁じていない問題であります。フォー・ドミ大統領を初めとするアメリカ政府高官らは、現在でも核先制使用を一度ならず公言し、通常兵器による局地戦においても核先制使用を否定しないなど、核兵器による威嚇を繰り返しておるものと云わざるを得ません。このことは、アメリカの核戦略に深く組み込まれつつある日米関係にとつて重大な影響を与えております。

昨年の日米首脳会議で三木首相は、核防条約批准の促進と引きかえに、核兵力によるわが国、いわゆる防衛をアメリカに明言させました。これは日米軍事同盟の核軍事同盟化への重大な取り決め以外の何物でもありません。アメリカの沖縄での核兵器投下訓練は依然として繰り返され、核輸送

部隊の駐留、核貯蔵庫の存在は明らかでありま。当然こうした訓練をやめさせ、第一八戦術戦闘航空団、第三海兵隊、第三四五空輸中隊の日本からの撤退を要求すべきであると考えますが、総理にその御意思があるかどうか答弁を求めたいのであります。

現在、アメリカの議会の一部に核先制使用禁止の動きが生まれています。日本政府がアメリカに対して核の先制使用を許さない主張することはきわめて当然なことであり、アメリカに対しても、国際的にも核の先制使用を許さない明確に主張する意思がどうか、三たびにわたる原爆の被害を受けたわが国の総理として、その根拠が何であるか明確にお答えをいただきたいのであります。

さらに、総理、国連安保理事会の非核保有国の安全保障決議と関連して、非核保有国へ核のかさを提供することを正当化していますが、これは事実上軍事同盟の核軍事ブロック化に道を開くものであります。あなたはこのような事態の進行を望ましいと考えておられるかどうか御答弁を求めます。

最後に、わが国がいま核の問題でなすべきことは、何といっても第一に、三たび原水爆の被害を受けた日本国民の願いにこたえて、核兵器の完全禁止の国際協定の成立を積極的に促進させることとあります。すでに国会で決議されたように、その決議に基づいて総理は核全面禁止協定締結を広く国際的に呼びかけ、それを果たすべき責務があると云えます。これは努力をすれば実現可能な道とあります。いままで総理はこの責任をどのように考えてこられたのか。国会決議に基づいてなぜ総理は努力、実行されないのであるのか。責任をもって明確にお答えいただきたいのであります。

今日わが国が行うべき第二の点は、いかなる事態においても核兵器の使用を禁止するための諸措置を全世界に積極的に呼びかけることであります。

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

す。このことは世界の多くの国の要求でもありません。総理はこの緊急の課題となつてゐる使用禁止のための諸措置を促進するため、総理は核保有国に断固要求すべきであります。

この点について総理の決意を国民の前に明確に行つていただくよう強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 立木君にお答えをいたします。

第一番に、核軍備競争が激化してゐると、この現実を判断されておりますが、私は先ほども申しましたように、核防条約というものが調印されて、米ソ間の核軍縮に関する幾つかの条約、協定、合意が成立したことは事実でございます。軍縮への努力というものがどうも大きくないではないかという御批判はありましようが、核軍備競争激化の一途だといふふうには思つておりません。いままでこういうことはないこととございまして、また、こういう条約というものが成立してなかつたならば、もう少し核軍備競争というものが行われたんではないかと。米ソとも核軍縮に対して誠実に交渉を行うという義務をこの条約で持つてゐるんですから、大手を振つて核軍備競争はできませんね。そういうことで、この核防条約の調印といふものは、少なくともそれをスタートとして核軍縮への一歩を踏み出してゐると評価することが正当な評価ではないかと思つてございまして、したがつて、われわれは今後も核軍縮に対して、いろいろな軍縮の委員会もございまして、国連の場もございまして、積極的な努力を積み重ねていく所存でございます。

また、この条約は核保有国の核独占に対して余り制限してゐないではないかと。確かに、核保有国への核保有に対する制限というのは少ないことは事実でございますが、各国とも最も基本的な利益である安全保障と密接に関連する問題でありますから、一気にこの問題を理想的な方向に解決する

ことはむずかしい。それならば、核保有国の核保有に対する制限が少ないから、野放しでもう世界は核兵器を皆各国が競争して持つようにしたらいいんだという立論は、立木君、成り立たぬと思ふんですね。これは理想からすればいろいろ問題はあるけれども、世界でいま各国が核兵器を開発するといふことになりましますならば、核戦争の危険といふものは機会が増大しますよ。だから、やっぱりこういう安全保障に関係する問題は、一気に理想的にはいかない。現実的に一步一步問題を処理するといふことでなければ、理想論は述べるにしても、それは意義あるにしても、現実の問題の解決にはならぬといふこととございまして、したがつて、われわれとしてはやはりこの核軍縮といふところからこの問題に對して進んでいきたいと考えてゐるわけとございまして。

また、この核防条約は他国への核兵器の使用を容認してゐるではないかといふこと。先ほど申しましたごとく、これは核兵器が世界に拡大していくといふことを防ぐといふ条約でございまして、いま御指摘のような問題には、これはこれに對して何らの制限は加えておりませんが、この問題は各地域における戦略のバランスの維持という国際政治の現実も背景として考えなければならぬ面があつて、立木君の言うように、この問題を直ちに解決するといふことはむずかしい問題だと思ひます。

また、非核三原則を立法化して核兵器禁止法といふものをつくれといふ御意見でございましてしたが、非核三原則を堅持するというのが政府の一貫した方針で、そしてまた、衆議院の決議も行われた。国権の最高機関で、国民の総意を代表してこれは決議も行われてゐるわけとございまして、いまさらこういう立法化といふ必要はないと考えるわけとございまして。

それからまた、日本政府はアメリカに対して核の使用は許さないといふ通告をせよといふこととございまして、やはり核といふものは、私はしば

しば申し上げますように、実際に使うといふことは、これは実際、核兵器を実際に使つて戦争をもう一遍やつたら、これはもう人類共滅の運命になるわけですから、核の威力といふものは、もしそういうことをやれば、たとえば日米安保条約の場合でも、日本を攻撃すればアメリカを敵として戦うだけの覚悟を持つてくだされ。それはもう核の攻撃に對しても通常兵器の攻撃に對してもアメリカは日本を守るんだといふ、この誓約が大きな戦争の抑止力になつてゐるので、アメリカは日本へ来て核戦争をやろうといふようなことは、そういう論理的にはあり得ません。現実の問題としてはそういうことのないようにしたいための安保条約に對する日本の安全を保障するといふ約束でもあるわけとございまして、日本がアメリカに對して核の使用を許さないといふ通告を政府がする考えはございませぬ。

また、私が八月のワシントンでフォード大統領と核防条約に批准するといふのと引きかへに、核攻撃に對して守るという約束を取引したんだといふ、そんな約束をしなくても日米安保条約は日本に脅威を与えたり日本を侵略したりすることに對してアメリカは守るという約束をしてゐるのですから、去年の八月に私が取引するような必要は毫もないわけとございまして。

それから、核の軍事ブロック化、こういうものが世界に進行してゐるということとございまして、これはやはりまあわが国を初め多くの国は、東西間の相互の抑止力のもとに集団安全保障体制に参加してゐるんです。一国だけでは国を守れないですから、そして自国の安全確保といふものを圖つてゐるというのが現実なんですね。その結果として、東西間の均衡が国際平和を支えてゐる基盤になつてゐるという現実も、これは否定することはできません。このような相互抑止関係の一層安定化をさすといふことであつて、そういう努力を、進展を望んでゐるわけとございまして、これが核軍事ブロック化の強化といふふうには、私は

国際情勢を見てゐないわけですね。

それから、日本は唯一の被爆国家として核兵器の全面禁止協定、核兵器使用禁止協定、こういう締結のために積極的なイニシアチブをとるべきだといふこととございしましたが、まあ理想論としてはわかりません。しかし政府は、まあ理想論をすぐに喝えましても、なかなか一気にはそこに参りませんから、政府が考えてゐることは、まず核の現状を凍結して、これを次第に縮小していつて、そしてだんだんとこう核兵器を全廃するといふ一つの方向に向かつて進んでいくことが理想的だと考えておりますので、まあ理想論としてはよくわかるんです。それで理想論と対してはよく安全保障に関係するものが理想論のように一気にくものではないとございませぬから、現実的に一步一步そういう方向に近づけていく努力をするといふのが政府の方針とございまして。

先ほど、公明党の御質問に對して、私、答弁漏れがあつてまことに失礼をいたしました。これはお答えをいたします。

先ほど、堀出君の御質問の中に、国連の核問題特別総会の開催を圖つて、日本は核軍縮を強く要求せよ。国連の核問題特別総会の開催の動きもあるんですよ、現に。しかし、まだそこは実現するまでには相当の私は紆余曲折もあると思ひまして、いきなり日本が開催のイニシアチブをとつて核軍縮を要求するといふところまでの国際情勢は熟していないと。御提案のことは、その趣旨はわかります。

また、すべての核保有国の首脳会談を提案する考えはないかといふことですが、堀出君も御承知のように、米ソ英に對してフランス、中国などは核軍縮に對する基本的な考え方も多少違つてゐるようですから、そういう核保有国の首脳会談を提案しましたも、これがいますぐに開かれるという期待は持つことは私はなかなかむづかしいと。しかし、堀出君がとにかく核保有国といふものがや

はり一番の大きな核問題に對しての実力と責任を持つてゐるんですから、そういう首脳会談を開いてみたらどうかという御提案はよく理解できますけれども、現実はまだそこまで国際情勢は、それが開かれるような情勢にはないというのが政府の判断でございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 立木議員の御指摘は、要するに、この条約によつては、大國間の核軍縮を規制する効果的な措置はとれないし、また、核兵器の持ち込みを禁じていない以上、核軍事プロック化というものも防げないではないかというお話でありました。それは私は御指摘のとおりであると思ひます。が、この条約そのものは、全体の核軍縮、平和というもので、一つの限られた、与えられた目的を達成しようというものがこの条約でございます。すなわち、核兵器國の数をふやさないことが核軍縮に役立つか、核平和に役立つかと考へるがゆゑに、それを達成しようという条約でございますから、この条約が立木議員の言われるような目的をも含んでいないからといって、この条約そのものが意義を持たないということにはならないというふうに私も思ひます。でございます。そこで、立木議員のおっしゃいます米ソ—

いわゆる核軍縮というものは、實際はこれは多國間の話ではなくて、事実上米ソ間の話になるわけでございますから、もし米ソ間でそのような条約が結べるのであれば、SALTの交渉がこんなにぐずぐずしておるはずはないのでありまして、現実には米ソ間の核軍縮の話し合いというものは条約が結べるような状態にはない。そうでありまして、SALTの交渉があれだけ時間をかけて行われておるわけだと私も思ひます。かといつて、SALTの交渉が私は無意味だと思つておりませんことは先ほど申し上げたとおりで、私も希望するほど低い天井にはなりませんが、ともかく天井を設けようという話

が第一段階、第二段階と進んでおるわけで、また、米ソには財政上の都合もあつて、これ以上オーバーキルになることは困るという、それなりの理由もあるわけでございますから、やはり私も十分ではあつても、そういう進行に期待をかけていいのではないかとこのように考へるわけでございます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 答弁の補足があまりです。三木内閣総理大臣。

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 立木君が、在日米軍の日本での核訓練をやめさせろと、だからその部隊の日本からの撤退を要求すべきであるという御質問がございましたが、まあ米軍がその要員に多種多様な訓練を行う必要があり、核攻撃をも受けた場合の対処訓練なども、核兵器を持ち込まないで行うものであるならば、安保条約上問題になるとは思ひないわけでございます。米軍として、核攻撃を受けた場合の対処訓練で防衛的な訓練である、攻撃的な訓練ではないと、核兵器を取り扱わないと、安全対策に對しては一層十分に留意をするというふうなことを確約しておりますので、いまこの米軍の部隊を撤退を要求する考え方は持つておりません。

お答えをいたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 答弁の補足があまりです。宮澤外務大臣。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 領海内の核通過を認むべきでないと思ひますが、領海内の核通過を認めるつもりはございません。國際海峡の問題については、先ほどお答えをいたしましたので、省略をしたわけでございますが、これはつまり海洋法會議において國際海峡というものがどのようなものとしてつくられるかという問題に關するものとして、非核三原則というものは適用してまゐる

考へてあります。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 田淵哲也君。

〔田淵哲也君登壇、拍手〕

○田淵哲也君 私は、民社党を代表して、ただいま上程されました核防衛条約の批准に關し、政府の所信をただしたいと存じます。

すでに、ローマクラブ等の提言にもあるとおり、いま地球は英知による管理により人類の生存を永続させることができるか、あるいはエゴイズムと無知によつて破滅への道をたどるかの分かれ道に立っております。そして、資源の枯渇や公害による汚染などの脅威よりも、はるかに急激に徹底的な破壊をもたらすおそれがあるのが核兵器であります。核防衛条約は、いわば米ソの核軍備拡張の手詰まりと、米ソ体制固定化のくろみの産物であり、したがつて、核保有國と非核保有國との不平等性は否定できないし、また種々の面で不完全であることも事実であります。しかし、それが核兵器の國際的な管理とその制限、抑制への第一歩となる可能性を持つならば、われわれはこれに對し前向きに取り組むことが必要でありましよう。また、わが國が平和憲法と政策としての非核三原則を持ち、そして今後それを堅持するとするならば、核防衛条約の批准はわが國の方針に基本的に背馳するものでないことは言うまでもありません。私はそのような姿勢に立ちながら、以下数点について質問をしたいと思ひます。

まず、核防衛条約にわが國が調印して以來六年も経過しながら、なお批准に至つておりません。その理由は一体どこにあるのか。私は、基本的に、この条約の持つ不平等性、不完全性に原因があると考へますが、政府がそれらの諸矛盾の是正への努力も見通しも不十分なまま無準備に調印したこと、また、調印後もそれらの解明への努力を怠つてきたことなどを指摘しなければなりません。この点について政府の見解を求めたいと思ひます。

次に、わが民社党はかねてよりこの条約を批准するための条件として、核軍縮の進展、非核保有國の安全保障の確保、原子力平和利用における平等性の保持を認めることを主張してまいりました。また、政府としても、これら三条件を満たすことが必要との立場をとり、今日これらについてある程度の進展を見たことは事実であります。しかし、なお完全にその条件が具備されたとは言へません。総理は、批准した方が諸外國のわが國に對する警戒心を解き、核軍縮等世界平和に關するわが國の発言が重みを増すと述べておられますが、その点から見ても、核防衛条約の批准によつて問題が解決するのではなく、將來への一歩を踏み出したにすぎないということになりましよう。核防衛条約を核による破壊から人類を救うための有効な手段たらしめるか否かは、むしろ今後の努力にまつところが大いと言わねばなりません。この点について、今後政府のとるべき方針についてた

だしたいと思ひます。

まず第一の問題は、核軍縮の推進についてであります。核防衛条約の発効後、この点についての核保有國の努力と見られるものには、米ソ偶発戦争防止協定、米ソ間ホットライン改善協定、米ソABM制限条約、米ソ間戰略攻撃兵器制限暫定協定、米ソ間核戦争防止協定など一連のSALT交渉の成果と、海底非核化条約の成立があります。これらは米ソが軍拡競争の重圧に耐えきれなくなつて生まれた制限交渉であり、核兵器の管理という面では一つの前進と見られますが、われわれが求めてきた核保有國の核軍縮はいまだ達成されておられません。そこで私は次のことを進める必要があると思ひます。

第一は、すべての核保有國が核防衛条約に加盟するよう働きかけること。第二は、非加盟國に對しては、國際的に核エネルギー資源の供給停止を行うこと。第三は、核保有國の核軍縮を義務づけること。第四は、あらゆる核兵器実験を禁止することであり、これらについて政府の見解を求め

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求める件(趣旨説明)

めたいと思います。

第二の問題は、非核保有国の安全保障についてであります。わが国を含む非核保有国に対する安全保障については、核兵器による侵略または脅威を受けた核防条約締結国に対して、国連憲章に従って直ちに援助を与える旨の米英ソ三国宣言や、国連安全保障理事会の第二五五号決議がなされたことは周知のとおりであります。しかし、これらはいずれもきわめて不十分なものと言わざるを得ません。われわれは少くとも核保有国は非核保有国に対して、核による攻撃や威嚇を行わないという核不使用条約の締結に進まなければならないし、また同時に、非核クラブを結成し、非核保有国が結束して核保有国の横暴をチェックすることが必要と思いますが、この点はいかがですか。

第三の問題は、原子力の平和利用の平等性についてであります。原子力の平和利用の平等性とは、具体的にそれを裏づける査察の平等性について、これまで国際原子力機関との予備交渉で、わが国の計量管理体制が整備されればユートラムと同様になる旨の原則的合意を取りつけております。また、アメリカ、イギリスも自発的に国際原子力機関の査察を受ける旨の宣言をするなど大きな前進が見られました。しかし、ソ連はまだこのような意向を表明しておりませんし、査察が完全に平等に行われるかどうか、なお問題点を残しております。したがって、われわれは、第一に、核保有国に対しても国際原子力機関の査察の義務づけを行うこと。第二に、核保有国、非核保有国を問わず、平和利用の核爆発の査察を義務づけることを要求すべきだと思ひますが、政府の見解を求めたいと思ひます。

次に、科学技術庁長官にお伺いをいたします。伝えられるところによりますと、原子力委員会はそのもとに核物質防護専門部会を新設し、いわゆる核ジャックの防止策を検討することになったと言われておりますが、その経緯と今後の方針についてこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

また、この問題は、技術的に見ても、わが国だけで解決し得るとは考えられません。政府として今後各国に対し、これについて働きかける用意があるかどうか、この際あわせて承りたいと思ひます。

最後に、我が国に対する核兵器の持ち込み禁止についてお伺いいたします。先般、アメリカとスペインがその友好条約の中で、アメリカがスペイン本土に核を貯蔵しないことを明記していることが明らかにされました。これは核の存在の有無を明らかにしないという従来のアメリカの政策から一歩前進したものと云えましょう。

わが民社党は一九六九年以来、米艦船の寄港等によるわが国への核兵器持ち込みを排除するため、アメリカとの間に核兵器持ち込み禁止協定を締結するよう主張してまいりました。いまやアメリカの核政策の変化から見て、この協定を結び得る条件が生れたと考へられますが、政府として、我が国の非核原則をより明確にするためにアメリカがこのような協定締結について話し合いを始めるべきだと思ひますが、いかがですか。

以上、政府の明確な答弁を期待して私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣三木武夫君登壇、拍手)

○国務大臣(三木武夫君) 田淵君にお答えをいたします。

これが非常に批准がすぐれたのは、この問題は安全保障の問題、軍縮、原子力の平和利用等非常に広範な重要な問題を含んでおりますので、国民的な合意を取ることが望ましい、こういうことであるという国民の御理解を得るための努力をいたしたわけでございますが、今回は自民、社会、公明、民社各党の御賛成を得て、国会で、衆議院では承認になり、また参議院の御審議を願うことに至ったことは、これはやはり一つのそういう時間を置いたことにも原因があるのでないか

と思つてございます。また、このことによつて日本が一番この問題で懸念をいたしておつたのは、この条約に加入することによって原子力の平和利用の面に非常に支障を来すのではないかと懸念でございまして、これは国際原子力機構との間にヨーロッパのユートラムと同じ平等ないやゆる保障措置協定、まあ査察の一つのシステムでございますが、これ同じようになつて、そういう懸念が解消されたということも、この時間があつてそういうことができたということも一つの、まあおくれた原因とも言えないかもしれませんが、そういうことで、そういう余裕もできたということもこれは事実でございます。

また、その間にいろいろ軍縮も、まあその速度は速くないまでも、軍縮への努力というものもは続いております。安全保障の問題についてもこれは再検討委員会、国連の場においてもこれは大きなやっばり問題として提起されとも事実でございます。

それからまた次には、この批准のための条件のこういういろいろな問題も含んでおるので、これはやはり核防条約の批准というものは、問題の解決というよりは将来への一歩を踏み出したものではないかという、私もそのように考へます。すべての問題がこれで解決したというわけではないわけ、たとえば核軍縮の問題などは、こういう日わがみずから核武装の道を断ち切ったわけですから、それは相当な発言力を持ちます。核兵器を開発できない国なら発言力もないけれども、一番核兵器を開発する能力を持っておる国が核武装の道を断ち切つて、そうしてその発言をするのですから、説得力が違つたわけでありまして、核軍縮などに對しても今後日本は一層努力をしていく一つの立場もできたし、努力もしなければならぬ。具体的には日米安保条約があるわけですが、しかし日本はまあそれで一つの保障はあるにしても、

非核保有国全体から考へたらもう少しやはり保障を求めたいということが非核保有国共通の願望でもございましょうから、こういう点は今後国際政治の面で努力をすべき点ではございましょう。

また、その次に、幾つかの田淵君が御希望を交えながら御質問がございました。一つには、核保有国がこの核防条約の加盟を促進せよと、私もごもっともに考へますし、まあフランス、中国などが入るわけでございますが、今後とも政府はその実現のために努力をしたいと思ひます。

それから、非加盟国における国際的のウラン供給の停止を呼びかけるということ、まあこのウランという問題につきましては、単にこう核軍縮の見地ばかりでなしに、各国のエネルギーとか通商とか政治情勢というものを十分に考慮に入れる必要が私はあると思ひます。核軍縮だけの問題でなくして、いままうの問題も頭の中に入れてなければならぬ問題だと思ひます。

それから、核保有国の核軍縮の義務づけをしたかどうか。この条約の中には核軍縮に対して誠実に交渉しなければならぬ義務づけはあるわけでございます。再検討、その成果をもう一遍レビューする再検討会議もございまして、相当なやっばり義務を負つておることになつておるわけでございます。あの条約を基礎にして今後実際に核軍縮を進めていくことをわれわれとして努力をしていけば、あの条約にそれを義務づけるということをしなくても、相当なやっばり義務を感じさせておる条約になつておることは事実でございます。

それから、あらゆる核兵器の実験の停止、これが必要であるという御意見ですが、私もさう考へて、まず核軍縮、それには核兵器の実験禁止、この問題はぜひとも、国際的にもそういう世論が強く起つておりますし、この問題の実験停止については、日本としても当面一番努力をしなればならぬ点だと思ひます。また、核兵器の保有国が条約を締結して核兵器

を使わないような条約はできないか。なかなか核というものは戦争の抑止力として働いておると、そういう場合に、核兵器は持つておるけれども使わぬという世界の協定というものは、現実政治の面ではなかなかむづかしいと思ひます。言われるお気持ちにはわかるけれども、これを現実政治の上で推進していくことはむづかしいと思ひます。

またもう一つは、非核保有国の安全保障の問題というものは、もう少し非核保有国が皆もっと安心のできるような実効のある処置をとるようなことについては、今後非核保有国、日本もその最たるものの一つですから、こういう国々との間の連絡を緊密にして、そういう点についてはもう少し世界的規模で実効のある処置をとるような努力はいたしたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 大部分総理がお答えになりまして、二点残っております。

一点は、平和利用に関する問題であります。田淵議員からいわれる平和利用のための核爆発というものがいろいろの抜け道に使われているのではないかと御指摘はごもっともだと思ひます。私も平和利用というものは大事なものだと思ひますが、どうも現実にはこれが抜け道になつておるからいけませんので、やはりこれは規制とか監視とかいふものを、どちらかといへば狭く、きつくいまの段階では考えていかざるを得ないのではないかと考えておりました。先ほど御答弁いたしましたように、わが国としては着手すべき一つの大きな問題であるというふうに考えております。

それから、核保有国といへども、平和利用の問題についてはIAEA等の査察を受けるべきではないかと言われる点も、これも筋道の通つたお話でありまして、現に米国とイギリスはそのような方向で、ボランタリーサブミッションと俗に言われておるようですが、米国はそういう協定はIAEAとすでに事実上合意に達したというふうに聞

いておりますし、英国もその途次にあると、中途にあるというふう聞いておりました。ソ連の問題が実は残つておるといふことでございしますが、この点はやはり核兵器保有国といへどもそうあるべきではないかと、わが国も主張しておるところであります。

もう一つの問題は、スペインの問題でございしますが、アメリカとスペインとの友好条約の附属規定の中に、スペインの領土には今後核兵器を貯蔵しないという取り決めがある、わが国も同様にすべきではないかという御主張であるわけですが、この点はスペインの場合には過去においてそのようなことがあつたといふことから、今回、今後という協定ができたといふふうで考えるのであります。わが国の場合には御承知のように、いわゆる沖繩以前の本土については事前協議が働いておりましたし、沖繩返還の際には、沖繩について改めて確認をしておるというところから、いふまでもなく、核三原則ははつきりしておることであり、現状の運用でまず十全、間違いないのではないかと、いふふうで私も思つておると思ひます。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐々木義武君) 私に對する御質問は、核ジャック防止のための核物質専門部會に對する御質問でございしますが、核物質の防護につきましても、従来から原子炉規制法等で、警備体制の整備とかあるいは出入管理の徹底等所要の規制指導を行つてきたのでございします。しかしながら、原子力開発利用の進展に伴ひまして、わが国核物質の取扱量は今後とも急速に増大することが予想されますので、これに對処いたしまして核物質の防護に関する施策の一層の充実強化が非常に重要な課題となつてきております。一方、昨年九月には国際原子力機關は、各国がそれぞれの国の核物質防護体系を検討、確認する上での一つのガイドラインをいたしまして、それまでの作業結果を発表いたしました。わが国もこれを踏まえては、前に述べましたとおり、いまだで所要の規制は行

われてきておるところでございしますが、そのような国際的な国際原子力機關の作業結果を踏まえて、今後一層この充実を必要とされるところでございします。そこで、先般原子力委員會において、核物質防護専門部會を設置した次第でございします。本部會におきましては、わが国の国情に即した核物質防護のあり方、基本的な方針、核物質防護のあるべき水準、さらにはそのような水準を達成するための方策等につきまして調査、審議を進め、できるだけ早い機会に中間的にでも結論を出したいと考えております。その結論に沿つて逐次具体化を図つていく所存であります。また、本問題に関しましては、国際協力が大変必要なことでございしますので、お説のように必要でございします。今後ともその面で努力いたしたいと存じます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第二 国務大臣の報告に関する件(昭和五十一年度地方財政計画について)

日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 以上両件を一括して議題といたします。まず、自治大臣の報告及び趣旨説明を求めます。福田自治大臣。

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田一君) 昭和五十一年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十一年度の地方財政につきましては、最近における経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、地域住民の生活安定と福祉充実を図るとともに、景気の回復に資するため、地方財源の確保に特段の配慮を加えつつ、財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹

し、財政の改善合理化を図る必要があります。昭和五十一年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することとしたといたします。

第一は、地方財政の状況を踏まえ、住民税均等割り及び自動車関係諸税の税率の引き上げ、事業所税の課税団体の範囲の拡大、地方税の非課税措置の整理縮小等により地方税負担の適正化と地方税源の充実強化を図る一方、個人住民税、個人事業税、ガス税等については住民負担の軽減合理化を行ったこととあります。また、地方道路目的財源の拡充に伴ひ、地方道路譲与税の一部を市町村に譲与することとしております。

第二は、所要の地方財源を確保するため、臨時地方特例交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるとともに、同特別会計において資金運用部資金から借入れを行うことによつて地方交付税の増額を図り、あわせて財源不足に對処するための地方債を発行する等の措置を講じたこととあります。

第三は、地方債の増加に對処し、公営企業金融公庫資金を大幅に増額するとともに、地方債計画総額の六〇％に相当する額については、政府資金引き受けまたは政府資金並みの金利負担とするよう措置したこととあります。

第四は、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の効率的な配分を図ることにより、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進しつつ、あわせて景気の着実な回復に資するとともに、生活関連社会資本の充実の要請にこたへるための諸施策を実施することとしたこととあります。

このため公共事業及び地方単独事業を増額するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、人口急増地域及び過疎地域に對する財政措置の拡充を図ることとしております。

第五は、地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十一年度地方財政計画について)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一九四

するとともに、公営企業債の増額を図ったこととあります。

第六は、引き続き超過負担の解消のための措置を講ずること等により地方財政の健全化及び合理化並びに財政秩序の確立を図るとともに、地方財政計画と実態との乖離の適正な是正を図るための算定内容について所要の是正措置を講じたこととあります。

以上の方針のもとに、昭和五十一年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、二十五兆二千五百九十五億円となり、前年度に対し三兆七千七億円、一七・二％の増加となっております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十一年度分の地方交付税の総額は、さきに昭和五十一年度の地方財政計画の概要で御説明申し上げましたとおり、現行の法定額に、一般会計から交付税及び譲与税特別会計に繰り入れられる六千三百六十六億円及び同特別会計において借り入れられる一兆三千四百一十億円を合算する特例規定を設けることとした結果、総額五兆一千八百七十四億円で、前年度当初に対し七千五百七十八億円、一七・一％の増加となっております。

また、昭和五十一年度の普通交付税の算定に当たっては、地方財政計画の策定方針に即応して、社会福祉施策の充実、教育水準の向上、住民生活に直結する公共施設の計画的な整備の推進に要する経費の財源を措置するとともに、過疎過密対策、交通安全対策、消防防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については地方債振りかえ後の所要経費を措置することとしております。さらに、昭和五十一年度において、法人関係税の減収補てんのため特別に発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、地方税減収補てん債償還費を設けるとともに、特別交付税について、その算定及び交付

を毎年度十二月中及び三月中の二回に分けて行うこととしております。

なお、昭和五十一年度においては、地方財源の不足に対処するための地方債を発行することとしたしておりますが、この場合において地方団体は、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債を起こすことができ、その特例を設けることとし、また、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を延長する等の措置を講ずることとしたしております。さらに、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律に基づく関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を引き続き講ずるため、その適用期間を五年間延長することとしたしております。

以上が昭和五十一年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。赤桐操君。

〔赤桐操君登壇、拍手〕

○赤桐操君 私は、日本社会党を代表し、昭和五十一年度の地方財政計画及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、地方財政の危機を克服し、地方自治発展の基盤の確立を求める我が党の立場から、政府の所信をただしたいと思っております。

地方自治は現在財政状況が極度に悪化し、政府による行政介入と相まって、自治の本旨そのものが危機に直面したしております。戦後の民主的自治制度が発足して三十年、地方自治はいま最大の危機を迎えたと申しても過言ではありません。地方自治の健全な発展を実現するためには、自主財

源の充実を中心とした財政基盤の強化を図ることが必須の要件であります。すなわち、財源対策には量の問題とともにその質が問われていると思うのであります。昭和五十一年度の政府の地方財政施策は、昨年度同様、この点を強く指摘しなければなりません。昭和五十一年度は、地方税収の減及び地方交付税減を合わせて二兆一千六百三十七億円の収入不足に対し、政府の行った措置は地方交付税会計における巨額の借り入れと地方債の増額、すなわち借金によるものであります。また、政府は、昭和五十一年度においても二兆六千二百億円の収入不足を補うために二兆六千二百億円の借入金と地方債の発行をいたしました。

もともと政府による地方財源の不足見積額は現実の不足額よりはるかに少なく見積もられております。しかし、そうした過小見積りに対してさえ政府は地方交付税率の引き上げ等による一般財源の充実をもってこたえようとせず、その大部分を交付税源の先食いと自治体の借金によって処理しようとしているのであります。今後の日本経済の動向を考えると、現在政府がとっている借金依存政策をなす将来自治体に押しつけていくならば、地方自治の崩壊は明らかであります。地方財政はいままさに暗い、そして長いトンネルの中に停滞した状態にあるのであります。

わが党は昭和五十一年度の地方財政の財源不足に対し、地方交付税率を現行の三・二％から三・五％に引き上げること、国税三税の八％に相当する額を第二交付税として配付すること、すなわち地方交付税率を四・三％とすること等の措置を提案いたしました。また、地方税制については、大衆負担の軽減を図る一方、大企業等に対する課税の適正化による税源の強化を求めてまいりました。いまこそこの主張を積極的に受け入れるよう政府の善処を求めるものであります。

以下、具体的に質問いたします。

まず、最初に伺いたいことは地方税制の改革についてであります。昭和五十一年度の地方財政

計画の歳入面を見ますと、地方税においては住民税法人税割、法人事業税において約六千七百億円の自然減収等があるにもかかわらず、財政計画では個人住民税均等割りの三割引き上げ、住宅用地の評価がえによる固定資産税の増などを含み増税政策によって前年度当初並みの税収が確保できるようにいたしております。地方財政の基盤を確立するために税源確保に努めることは必要であります。問題は租税の負担をたれに求めるかであるか、問題の負担能力の大きい大企業等に対し適正なる税負担を求めず、また、産業用電気税の非課税措置の廃止等特別措置の整理を徹底して行わずに、大衆に安易にその負担の増加を求めることは許されないと考えます。

昭和五十一年度の個人住民税所得割りの標準的給与所得者の課税最低限は百三十万九千円であり、これは所得税における課税最低限の七〇％程度の低い水準であります。物価の上昇率は一けたとは言え、依然預金金利を超える高水準にあり、また、最近の資金動向は実質賃金の低下の傾向をうかがせております。私はこの際、所得税などとともに低所得者に対する住民税の減税こそ急務であると思っております。政府としては全くその意思がないのかどうか、まず総理大臣及び関係大臣の所信を伺いたいと思っております。

第二は、地方交付税率の引き上げについてであります。地方交付税法の規定によれば、地方財政に引き続き財源不足等の事態が生じた場合は、地方交付税率の変更を行うものとしております。そして自治大臣は、当院予算委員会を初め、再三にわたり、五十二年度においては地方交付税率の引き上げを含む財源措置を検討することを明らかにしておりましたが、上げ幅何％を用意されるか、総理大臣、大蔵大臣、自治大臣の明確なる御答弁をお願いいたします。

第三は、基準財政需要額を大幅に削り、その経費の財源の地方債への振りかえについて伺いま

す。地方交付税法は、その立法の目的及び運営の基
本として、地方交付税制度は、自主的に行政を執
行する権能を損なわずに財源の均衡を図る制度
であること。基準財政需要額というものは、自治体
が標準行政を行うために必要な経費を合理的かつ
妥当な水準で算入すべきものであることなどを規
定しております。

しかるに、本改正案は一兆二千五百億円に上る
巨額の経費について基準財政需要額を削り、一般
財源で措置すべきところを特定財源である地方債
に振りかえております。これは地方行政の自主性
を侵し、交付税法の根幹を否定する不当な措置で
あると思ひます。自治大臣の見解を求めます。

第四は、地方債の元利償還費に対する国の財政
措置について伺います。基準財政需要額を大幅に
削って地方債に振りかえる措置の不当性はたゞい
ま指摘したとおりであります。さらに、これら
地方債の元利償還費に対する国の財政援助はきわ
めて不十分であることを指摘せざるを得ません。
私は、本来ならかかる地方債の元利償還費は全額
国の責任において措置すべきであると思ひます。

政府は、一兆二千五百億円の振りかえ地方債のう
ち二千億円分についてのみその元利償還費を国で
措置するにとどめておりますが、この国の援助措
置の枠はさらに拡大されるべきであると思ひます
が、大蔵大臣、自治大臣の所見を求めます。

第五は、地方債の許可制度の廃止に関する問題
について伺います。たとえば、高等学校を建設す
る経費は地方交付税の基準財政需要額に算入され
て交付される場合は一般財源でありますから、
その財源を自治体の自主的判斷で他の経費の財源
に充てることもできます。しかし、地方債によつ
て措置される限り、その財源の確保は国による許
可を要し、また、その用途は厳しい国の監督のも
とに、高等学校を建設すること以外の経費に充
当することは許されません。したがって、私は、
すでに国による自治体統制の手段と化している地
方債の許可制度はこの際廃止すべきであると考え

ます。自治大臣、大蔵大臣の所見を承りたいと思
います。

第六は、単独事業費の確保等、自由財源の問題
について伺います。昭和五十年年度及び同五十一年
度において、地方交付税会計は二兆四千三百四十
億円に及ぶ大量の資金を他会計から借り入れるこ
ととなり、そのため交付税会計は昭和五十三年度
から八年度にわたり毎年巨額の資金の返済を行わ
なくてはなりません。本年度の振りかえ地方債の
うち一兆五百億円については国の補てん措置がな
されないで、昨年度の地方税減収補てん債の分
と合わせて、交付税総額の相当部分が将来の地方
債の元利償還費に振り向けられ、実質的に交付税
総額が減額されたと同じ結果になります。した
がって、過年度分の借入金等の処理等に多額の資金
が必要となり、結果的には単独事業等、自主行政
に要する経費を圧迫せざるを得ません。自治体財
政の独自性が失われることは明らかであります。
自治体が自由財源を確保し、単独事業等の実施が
十分できるよう将来にわたって配慮すべきであ
ると思ひますが、自治大臣の所見を求めます。

最後に、自治行政に対する政府の不当介入につ
いて伺ひたいと思ひます。政府はみずからの失政を
たな上げ、地方財政悪化の原因があたかも自
治体財政の放漫、特に人件費にあるかのように宣
伝してまいりました。しかし、地方公務員の給与
は本来地方自治体において独自に決定するべきも
のであって、国が介入する筋合いのものではあり
ません。そしてまた、今日の地方財政の悪化の原
因が挙げられて人件費にあるのでは断じてありませ
ん。国、地方を通ずる税、財源配分の適正化を初
め、地方財政の構造それ自体に抜本的な改革を加
えなければ地方財政の好転は望めないものでありま
す。私は、政府は明らかにこの努力を怠っている
と判断いたしますが、いかがでありますか。

また、政府は、自治体の財政健全化計画に協力
するという名目で地方債の許可権を濫用し、人件
費その他への介入と相まって、自治行政に不当に

介入しております。中央政府がその行政権力に
よつて自治行政に干渉することは、まさに地方自
治の本旨にもとる行為と言わなくてはなりません。
この地方自治に対する政府の基本姿勢につ
き、総理大臣の明確な見解を求めて私の質問を終
ります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(三木武夫君) 赤桐君にお答えをいた
します。

赤桐君はいろいろ広範な問題に触れました。た
で、根本的な、基本的な問題についてお答えをし
て、その他は各省担当大臣に譲りたいと思ひま
す。

一つの点は、こういう状態では地方自治は崩壊
するじゃないかと、地方交付税率を三五％に引き
上げるとともに、八％の第二交付税を創設せよと
いう、そして地方財政に対して自主的な財源の強
化を図れと、こういうお話でございました。最後
にお尋ねがございましたが、私も、これからの
日本の政治の方向が国民の福祉、国民の生活、こ
の充実を図っていくかなければならぬことは、これは
だれにも明らかでございますから、そうなるにつ
くると、地方の公共団体の受け持つべき役目とい
うのは非常に多くなってくる。なぜならば、やっぱ
り一帯地域住民と密着しておるのは地方のそとい
う自治体でございますから、したがって、やはり
権限とかあるいは財源というものは強化していく
方向にあると思ひます。しかし、この問題という
のは、こういういま大きな変動期でもありますが
から、この地方行政、地方財政のあり方というも
は、私は根本的に検討することが必要だと思ひ
ます。しかし、いまこの時期、こういう変動期の時
期というものは根本的な改正の適当な時期かどう
かというものは多少の疑問がございます。経済情勢
の安定を待って、国、地方を通ずるこの行政、財
政状態というものを根本的に検討する必要がある
と。それまでの間に各方面の意見も徴する必要が
ございまして、地方制度調査会とか税制調査会

等の意見も徴しながら、こういう一つの経済の、
高度経済成長で何でも要求が満たされていた時代
から、こういう安定成長の時期における地方財
政、地方行政のあり方というものは、根本的にい
まから検討の準備を進めて検討をいたさなければ
ならぬと考えておる次第でございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田一君) 赤桐さんにお答えを申し
上げます。

御案内のように、地方の財政問題を論ずるとき
には、どうしても歳入の面と歳出の面と両面から
見ていかなければならないことは国の場合と同じ
でございます。ただいま総理大臣も仰せになりま
したけれども、いまは高度成長からいよいよ低成
長といひますか、非常に大きな変化が起きている
ときでございます。したがって、その変化に
じながら、しかも住民の福祉を十分にみていく、
こういうような物の考え方になっていかなければ
なりません。そうして地方の財政というものは決
して国の財政と離れてやっていけるものではない
のであります。国の方において非常に困つてお
りますときには、やはり地方においてもそれに
応じて、国が非常に不足しておるのに多くを国から
取つてそして地方に回すということ、それで国
民全体の利益が守られるということには私はな
らないんじゃないかと思つておるんであります。こ
ういふような変化の、非常に変わり目のときで
ございまして、いまいろいろの問題を御指摘に
なりましたが、なかなかごもつともな御意見が多
くありますけれども、しかし、それにそれでは対
応するだけの財源があるかということになるとな
かなかむずかしいことであると思ひます。その
点御不満の点もあろうと思ひますが、われわれと
してはこの地方自治を拡充するといふか、充実す
るといふか、同時にまた福祉の問題も考えるとい
ふ、こういうような点も十分踏まえながら今度
この法案を提出させていただいておるといふこ

一九六

地方税の改革の問題、それから地方債の許可制の問題についてのお尋ねでございますが、自治大臣から詳細に御説明がございまして、私といたしましては全く同感に存じます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 答弁の補足があります。

す。福田自治大臣。

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田一君) 補足答弁をさせていただきます。

単独事業の確保等自由財源の確保を図って、言わねば自治といふものを充実していかなければいけないのではないかと御趣意でございますが、これは私はもともと御意見だと思つてございまして。しかし、その単独事業をやるには、御指摘のように、やはり財源といふものが必要になります。そこで、財源とにらみ合わせながらこの単独事業ができるような仕組みといふものを考へていくということについては、私はもちろん反対ではございません。今後考慮をさせていただきますと思つておるところでございます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 阿部憲一君。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま御説明のありました昭和五十一年度地方財政計画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、地方自治体が立ち向かつております深刻な財政危機は、政府の経済政策の失敗による狂乱インフレと、その後の長期的不況によつてたらされたものであることは言うまでもありません。しかし、この危機をもたらした根本的な原因は、現在の地方行政制度そのものの構造的、体質的な問題にあると指摘せざるを得ないのであります。そして、この根本的な原因を改めることが今日の危機脱出のために最も望まれることであり、真の地方自治を確立する方策でもあります。

ところが、国がさきの五十年補正予算に關して行いました地方財政対策は、地方交付税や地方税の減収を地方債などの借入金で糊塗するといふ一時的な対策をとつたにすぎないのであります。国と地方との財政関係の根本的な再検討を行わ

ず、地方自治体の自主財源である交付税や地方税の拡充を放置したまま、国家財政のやりくりを地方に押し寄せるだけのこうしたやり方は断じて許すわけにはまいりません。しかも、政府には不況対策を理由として大企業優遇、福祉給付という高度成長時代への復帰志向すら顕著になつてゐると断言せざるを得ないのであります。

従来まではともかく不況の後には高度成長が見込まれ、地方財政も何とかしのぎ得ることができましたが、今回はこれまで同様のびほう策が通用するときはありません。もちろん、当面の財源措置を行うことは必要でありましよう。しかし、その場合も、将来において地方財政を圧迫するような一時しのぎの対策をとるべきではありません。今日最も必要なことは、民主主義の基盤である地方自治のあり方を全面的に検討し、その上で当面の対策がいかに地方行政の抜本的、恒久的な改革に結びついていくかを明確にすることでありまう。

そこで、まず総理にお伺いしたいことは、総理はかねてより地方税財政制度の全面的な改革を断行すると言明されておりますが、その実施時期と具体的内容を明確にお示し願ひたいのであります。次に、将来において地方財政を圧迫するであろうと懸念される地方交付税特別会計の資金運用部資金からの借り入れ措置についてお伺ひいたします。

昭和五十一年度地方財政計画によりますと、二兆六千二百九十七億円の財源不足が見込まれております。この不足額のうち一兆三千四百一十一億円を地方交付税特別会計が資金運用部資金から借り入れて地方自治体に貸し付けることになつております。しかし、この借り入れは地方自治体にとってはあくまでも借金であり、五十四年度から八年間にわたつて返済をしなければなりません。この返済が地方財政を圧迫することは火を見るより明らかであります。要するに、このやり方は、現

在の地方財政の困難を単に将来に延期しただけの操作にはならないのであります。この資金運用部資金からの借り入れ返済が将来の地方財政を圧迫する要因とはならないとお考えになるならば、その裏づけを明確にされるべきであると思ひますが、いかがですか。政府はこの際、このような一時しのぎの対策ではなく、交付税率を引き上げ、地方交付税交付金を増額するというオーソドックスな方法による根本的な解決策をとるべきであると考へまするが、関係大臣の明確な御答弁を求めます。

さらに、将来において地方財政を圧迫する第二の要因は、地方債の増大による借金財政であります。財源不足分一兆二千五百億円は地方債の発行によつて補てんされることになつております。これが、これも問題です。この財源補てん地方債も含めて、五十一年度の普通会計債は二兆九千六百九十億円、地方債依存度は五十年五・九％から一・五％へと大幅に上昇しております。これに公営企業債と準公営企業債が加わり、地方債総額は実に四兆八千十億円に上ります。これは前年度比六・九・三％という大幅な増加となつております。しかも、この地方債の消化方法を見ますと、政府資金は二九・六％、繰越債が五八・三％と実に半分以上を繰越債に頼つております。このことは自治体、特に貧困な自治体にとつて起債難による財政困窮化が懸念されます。この五十一年度地方財政の最大の難問とも言える膨大な地方債が果たしてスムーズに消化することができようか。関係者の間では、市中消化を促進するための税制優遇措置や繰越債を日銀の適格担保にするなどの、地方債発行消化の新しいルールづくりを求める声も強くなつておりますが、関係大臣の御所見を伺ひます。

さらに、五十一年度以降の問題として、当然公債の膨張という地方財政硬直化を招くのであります。この将来に懸念される財政硬直化をいかにして打開していくのか、明確な方策を示す責任が

政府にあると思ひますが、いかがですか。

さらに、この財源不足対策債の大きな問題は、従来地方交付税交付金の基準財政需要額の算定を通じて財源措置が行われていた公共事業費及び高等学校増設費や投資的経費の包括算入分さえも起債により振りかへられてゐる点であります。本来、地方交付税交付金は、合理的な基準によつて算出されたあるべき一般財源としての基準財政需要額のうち、税収入によつて賄ふべき部分の不足額を補てんするものとしての機能を有してゐるものであります。そして、その配分を通じて地方行政の計画的な運営を保障し、地方自治の本旨の実現と自治体の独立性を強化しようとするものであります。しかるに、今回の一般財源にかわるものとしての地方債への振りかへ措置は、地方交付税法の立法の趣旨に反するものではないかとさえも疑われますが、関係大臣の御見解をお伺ひいたします。

次に、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備事業の財政援助措置の期間延長に關連してお伺ひいたします。

新産・工特地域の建設整備が始められて以来、本年度ですでに十年余の歳月を経ました。しかしながら、現状においては各種施設の整備事業の進展が相互に均衡を欠く面もあり、また、公害や自然環境の保全に關して問題を生じている地区も多々見られるのであります。新産都市の模範と言われた水島の重油流出事件をまつまでもなく、東予、徳島の二新産都市、播磨、備後、周南の三工特地区に囲まれた瀬戸内海が三十年ほどで急速に汚染されてしまつたことも周知の事実であります。また、基礎産業の関連産業や地場産業への波及効果が十分あらわれるまでには至つておらず、地区内の人口も当初計画されたほどには増加せず、地区によつては地方財政構造の悪化を招くなど新産・工特地域は多くの問題を抱へ、全般的に目標達成に至つていない実情であります。この間地域開発のあり方についても、その後の社会経済

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十一年度地方財政計画について)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一九八

情勢や国民意識の変化に伴って、従来の開発理念や開発の方法、手法に対する評価も大きく変化しております。新産・工特地域につきましても、住民本位の発想による地域の実情に応じた抜本的な基本計画の見直しが必要であり、その上に立つて、限られた財源を生活関連や公害防止施設へ重点的に配分していく姿勢が必要ではないかと考えます。そこで伺いますが、今回の財政援助措置の期間延長に対する政府の基本的な考え及び今後経済社会の進展に即した各種地域開発立法の全面的な見直しが必要となると思われませんか。またその点についてどう対処されるお考えですか。またその中で新産・工特をどのようにして位置づけていくかと考えておられるか、政府の御所見をお伺いいたします。

最後に、地方超過負担の解消措置について伺います。国庫補助事業にかかる地方超過負担は毎年巨額に上り、地方団体の行政水準の低下と住民の税外負担の原因となっており、早急な是正が望まれます。昨年地方六団体が共同で行った実態調査によりますと、事業費ベースで六千三百六十億円の膨大な額に上っており、その完全解消を要求しております。これに対し政府は、同じ四十九年度決算について三事業のみの調査を行い、それに基づいて事業費ベースで警察施設について三十五億円、保健所運営費で九十二億円、統計調査委託費で七億円の解消措置を行いました。ところが、地方六団体のこれらの三事業の調査結果は実に千二百三十三億円となり、政府の解消措置はわずかに九分の一にすぎません。そこで伺います。が、何ゆえこのような大幅な差額が生ずると考えるのか。どこに問題があるのか。今後国と地方とが一緒に現地で確認し合い、場合によっては客観的な物差しとなる基準づくりを両者で行ってはどうかと考えますが、政府にその意思があらに実態調査の対象範囲を拡大するとともに、超過負担の大きな要因である数量差、対象差について

ても社会情勢の変化に適應するよう定期的に見直しを行うべきであると思ひますが、これに対する自治大臣の御決意をお伺いして私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 阿部君にお答えをいたします。

地方財政の制度、これを全面的に改革する時期、内容を示すという趣旨の御質問であったと思ひますが、先ほども申し上げましたように、これはやらなければならぬこととて思ひますが、いまこいう大きな変動期にこいう根本的な問題に取り組むことは、いまだ取り組むということについては、これは時期が適当でないのではないかと。しかし、これは大問題でございますから、いまから十分な各方面の意見も聞きながら検討いたしますが、この時期で、時期と内容というものを示すまでは至ってはおりないわけでございます。

さらに、包括算入分の起債振りがえ措置は、地方交付税法の立法の趣旨に反しはしないかという御質問であったと思ひますが、今年度の地方財政処置として従来地方交付税に包括算入されていた四千五百億円を地方債に振りかえたが、その配分は交付税の算定の方式に準じたものである。また、その元利償還の全額を後年度の交付税で措置するということにしておりますので、実質的には地方交付税として配分するのと全く同じ効果のものであると考へまして、地方交付税法の立法の趣旨に反するとは考へていないわけでございます。お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田一君) 阿部さんにお答え申し上げます。

地方交付税の問題につきまして、今回相当額の不足があり、そして資金運用部から借り入れをしておる。それが地方財政を圧迫しないか、将来に圧迫しないかということでございますが、この返

還については八年間ぐらいでこれを返済するということにいたしました。そうしてそれがその年度において非常に地方財政が苦しいという場合には大蔵省においてもめんどろを見ようということについて大蔵大臣と話し合ひがついておりますので、この点はそのような措置でやらしいでいたしたいと思つておるものでございます。

それから、借金よりも交付税率を引き上げて措置をすべきであるということについては、いま総理からもお答えがございましたが、とにかく国が非常にいま財政的に困難を来しておりますような状況でございますので、まあ法律では二年間以上赤字が相当程度続いたら税率を変えろと、こうなっておりますので、今年度はこれは見送らしていただいたということをお断り承願いたしたいのでございます。

それから地方債につきまして、非常にたくさん地方債を発行することになって、それが消化がでないんじゃないかということとて思ひますが、ごもつとも御心配でございます。実はもう縁故債が六兆円以上あるわけでありまして、今度また相当な地方銀行がこの縁故債を引き受けるということになりますと、銀行が引き受けるということになりますと、これは非常に地方における中小企業金融にも影響することになりますので、この際担保適格債にしてもらいたという御要望が非常に強いこともよく理解をいたしておりますので、まあ今年度はとにかくくすくすこれをするとしようところで話が煮詰まらなかつたわけでありまして、今後ともわれわれとしてはこの方向でいろいろ政府内部の調整をいたしてまいりたいと考へておるところでございます。

次に、公債費が膨張して非常に財政を硬直化さすということとて思ひますが、まあこれも自治体にとっては大変心配の多い点ではございますが、われわれとしてはこいういう大きな時勢の変化のときでございますので、今後の財政、経済のあり方をにらみ合わせながらこの問題について

の処理も考へてまいらなければならぬ、かように考へておるわけでございます。

それから、新産・工特の財政措置でございますが、これはもう阿部さんも御案内のように、人口が大都市に集中してきておりますので、地方分散を促進しようという考えでこの新産・工特の措置がとられておるわけでございます。けれども、ある程度は効果を上げておりますので、これからもうやまいたいと思つておるわけでありまして、地方都市整備のあり方については、第三次全国総合開発計画との関連などを見ながら、阿部さんの御意見等も十分意識をいたしまして、新産・工特法を今後延長した間においてどのように措置していくかということも研究をさせていただきます。と思つておるものでございます。

さらに超過負担の問題でございますが、御指摘のように、警察施設費とか保健所運営費、統計調査費等について地方六団体の政府の調査額が四十九年度において六千三百億円も違つておるじゃないかというようにございまして、これは地方団体の実態に支出した額を総計して出されたものとわれわれは認定をいたしておるのでございまして、政府が当然補助をするというこの質と量、価額の三面から見ても、果たしてこれが妥当なものであるかどうかということについてはもう少し研究をさせていただきます。それと同時に、今後の問題には私はもう全力を挙げて超過負担の解消は行いべきである。やはり政治というものは不信を来すことが一番いけないので、国が補助すると言つたら、その分だけは補助するということ姿勢を貫いていかなければならぬ、地方と国との信頼関係というものも出てこなければ、地方住民の国の政治に対する信頼感も出てこない。私は考へておりますので、今後とも数量差とか対象差という点については一層見直しを図りまして、そうしてこの問題の解消に当たると同時に、御案内のような知事会とか市長会とかいうような六団体とも十分話し合ひをいたしまし

て、そうした場合によつては各省の係官にも出てもらつて十分話を詰めながら今後の予算編成に当たつていただきたい、かように考えておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 交付税率の問題につきましては、総理並びに自治大臣からお話がございますので割愛させていただきます。

地方債の消化問題でございますが、第一は、地方債の消化促進のために減税あるいは免税を考へるべきではないかという御意見でございます。御案内のように、地方債は預貯金、国債と同様に三百万円までは少額貯蓄非課税制度の適用対象になつておることは阿部さんも御承知のとおりでございます。こういう租税特別措置はいま整理の方向にあるわけでございますけれども、こういう制度はそのまま存置することにしたとしておるわけでございますが、さらにこれを拡充するということについては政府は消極的に考えております。

それから第二の、繰上債を日銀の適格担保債にするべきではないかという御意見でございます。御案内のように、繰上債は発行条件が均質性を持つていませんので、引き受ける金融機関とその発行する地方団体との相対の信用関係で発行される場合が多うございまして、やや市場性が希薄でございまして、ただいままでこれを適格債にするという考へ方は持つていないわけでございます。地方債は、公募地方債の場合は適格性を与えておるわけでございますけれども、いろいろ検討はいたしておりますけれども、ただいまのところ適格性を持たすというところにつきましては、これはまだ消極的に考えておりますことを御理解いただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣金丸信君登壇、拍手〕

○国務大臣(金丸信君) 阿部先生にお答えいたします。

新産業都市の建設、工特地区の整備は御指摘のように約十年を経過しておりますが、この間、各

地域における施設の整備や工業の立地は、地区によりまして差はありますが、おおむね着実に進展してまいつたわけでございます。現状におきましては、生活の環境の施設や整備の立ちおくれ、関連産業の発展のおくれ、環境問題など各種課題を抱えておりますが、全般的には所期の目標の達成に至らず、なお整備の途上にあるわけでありまして、したがつて、今後とも当面する課題に適切に対処いたしまして地方発展の中核となる地域を形成するよう建設整備を進めていく必要があると考えております。また新産業・工特を含めた各種地域開発立法のあり方については、新たな経済社会環境や国民意識の変化に即応するように、第三次全国総合開発計画の検討とあわせまして十分検討してまいりたいと考えておる次第であります。また、長期にわたつて全国土に活力のある地域社会を形成、維持するためには、大都市への集中を抑制し、地方の振興、整備を図るという基本政策課題の重要性は今日においても変わらないと考えておりますが、このような政策課題にこたへていくためには、新産業都市・工特地域のあり方については、これまでの各地区の整備の成果を踏まえまして、また各地区ともいまだ整備途上にあることに十分配慮した上で、新しく策定される第三次全国総合開発計画あるいは地方都市整備の構想等との関連におきまして慎重に検討してまいる所存でございます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 神谷信之助君。

〔神谷信之助君登壇、拍手〕

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十一年度地方財政計画及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について総理並びに関係閣僚に質問いたします。

今日、地方財政はかつてない危機に陥つております。五十年赤字国体は、昭和三十年の三十六都道府県を上回る三十九都道府県に及び、黒字見込みは三、四団体にすぎないという戦後最大の危機

にあります。この危機の内容はしきりに見れば見るほど深刻であります。たとえば学校や住宅用地など、自治体にとっては、これまでのことから手が出るほど欲しくても手に入らなかつた公共用地をいふ財源確保のために売却しつづつております。埼玉県吉川町では四十七年以来開校中の県立高校の敷地を町財政救済のために住宅公団に売却したため、移転の見通しもないまま校舎が取り壊されようとしてゐるのであります。このように、この危機によって直接的に甚大な影響を受けてゐるのは一般住民であります。役所の窓口手数料から、保育料、住宅家賃、高校授業料、国民健康保険料、霊園使用料等の値上げ、また自治体独自で行つてきた生鮮食品の安定供給事業の縮小など、いわば「ゆりかごから墓場まで」三十年代の六十種類にわたる値上げの洪水が不況とインフレに苦しむ国民生活を直撃してゐるのであります。総理並びに自治大臣、このような地方財政危機をもたらした真因は何であるとお考えですか。一つは、自民党政府が大企業の高成長を進めるために極端な大企業本位の税財政制度を地方財政に押しつけてきたことであり、もう一つは、戦後最大の経済危機ではありませんか。すなわち、大企業に対する産業用電気税非課税措置や固定資産税の軽減措置など、各種の特権的減免税制度や新産業・工特地域などに重点的に配分してきた事業費補正などによつて高度成長政策への地方財政の誘導を強行する一方、都市問題の解決のための財政需要の増大と過疎地域における財源難を激化してきたのであります。このような構造的、政策的財政危機に加え、今回の不況とインフレの同時進行という経済危機による税収減と支出増が重なつて未曾有の地方財政危機に至つたことは明白ではありませんか。今日のインフレと不況のもとだからこそ、住民福祉の増進と中小企業や農林漁業の振興などを強化し住民生活を擁護すべき自治体の果たす役割りがきわめて重要であり、憲法に規定する地方自治の本旨を実現するためにも、地方自治体の税

財政制度の抜本的かつ民主的改革を断行すべきであると考えますが、その決意がありますか。

第二に、大企業、大資産家に対する特権的減免税の問題であります。五十一年度予算において若干の措置をしたと政府は言つていますが、地方税については、国税のはね返り分を含めてもわずかな平年度で四百九十七億にすぎず、依然として三千八百五十七億にも上る減免措置はいまなお温存されてゐるのであります。昨年七十五国会で福田副総理が廃止を約束した電気税非課税措置も何ら措置されていません。しかも、国民には住民税の均等割りの三倍引き上げや使用料、手数料の引き上げを強制してゐるではありませんか。ますます大企業本位、国民無視の地方財政政策を推し進めるものと断じざるを得ません。大企業に対する特権的減免税措置についての根本的改革と住民に対する均等割りや使用料、手数料の引き上げをやめる意思はありますか。答弁を求めます。

第三に、地方債の問題であります。当分の間、自治大臣の許可を要すると規定されてすでに三十九年を経過してゐます。そしてこの権限をてこにして、地方行政への支配介入を進めてきたことは歴史の示すところでもあります。総理並びに自治大臣、地方自治三十年を迎えた今日、地方自治発展のためにも、地方債の発行に当たつては、健全財政の範囲内で都道府県については知事が、市町村については知事の同意を得て発行し得るよう改めるべきだと考えますが、どうですか。

第四に、超過負担問題であります。政府が本年度解消措置をとつたのはわずかに八項目にすぎません。超過負担の解消は国の責任であり、地方財政を困難に陥れてゐる主要な原因の一つであることは周知のところでもあります。政府は政府関係機関代表、自治体代表、学識経験者代表による調査委員会を設置し、その完全な解消を行うべきであると思うが、その意思があるかどうか伺いたい。とりわけ超過負担は、法的に自治体への負担の転嫁を禁止してゐる国の委託事務についてすら発生

しているであります。自治大臣、これは明らかに違法行為ですから、直ちに解消すべきであると思ふが、いかがですか。また労働大臣、十一都県に委託している国立身体障害者職業訓練所の超過負担について直ちに改めるべきだと思ふが、答弁を求めます。

次に、地方交付税法改正案及び地方財政法特例法案についてお尋ねします。今回の改正内容は、交付税法と地方財政法の精神を真つ向から踏みにじる重大な改悪であり、断じて容認することはできません。すなわち、交付税法の改正は、交付税の一部を地方債に振りかえるというのであります。これは自治体の一般財源である交付税を特定財源化することであり、交付税率の事実上の引き下げであり、その自主的財政運営を破壊するものであります。その償還を自治体に義務づけ、財源保障機能としての交付税制度を否定するものと言わねばなりません。今日のきわめて不十分かつ不当な地方税源のもとでは、交付税制度は、交付税法第一条に規定するごとく、憲法にいう地方自治の本旨の実現のために設けられた重要な制度であります。本改正案は、この第一条及びその使途制限を禁止した第三条に実質的に違反するものと思ふが、明確な答弁を求めます。

また、地方財政法第五条特例による赤字地方債の発行は、大企業本位の税財政制度の改革、超過負担の解消など政府の行うべき当然の努力と措置を何ら行わずに、国の財政難を口実に一方的に自治体に赤字公債を強制するものであり、政府の責任を回避し、地方自治の精神を踏みにじるものと言わねばなりません。自治大臣、これは、国は地方財政の自主的かつ健全な運営を助長することに努めることを規定した地方財政法第二条の精神から言つても改めるべきものと思ふが、答弁を求めます。

最後に、未曾有の地方財政危機を真に地方自治の本旨の実現の方向で解決することが今日きわめて重要であることを指摘するものであります。す

なわち、公共投資の重点を生活基盤の強化に向け、国民生活に立脚した不況、インフレの打開を図るには、何よりも地方財政の強化が必要であるからであります。わが党は、事実上の交付税率の切り下げと借金財政の押しつけという大企業本位の地方財政対策を直ちにやめることを政府に要求するとともに、交付税率を四〇％に引き上げ、さらに不足する分については財政投融资会計からの借り入れによつて確保し、返済は国の一般会計で行うべきことを主張していますが、総理並びに自治大臣の見解を求めて私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(三木武夫君) 神谷君にお答えをいたします。

神谷君の高度経済成長がすべて悪だという評価には同意いたしません。高度経済成長によつて所得の増大、生活水準の向上、雇用の機会の増大を図つた等、いろんな点で高度経済成長はそれなりの役割も果たしたと思ひますが、しかし、一面において弊害もあつたことは事実でございます。とにかくその高度経済成長の財源の伸びに支えられて地方財政が膨張をしたということは、これは否定することもできません。こういう経済の変動期に非常に大きな税収入の不足を生じたということになつたわけですが、これからの地方財政というものは、私は大問題だと思ふ。ここでやはりどのように地方の行政制度を改正していくかという問題は、これはなかなかこれからの民主政治の根幹にも触れるような問題でもございまして、もう少し情勢が落ち着いたときに見計らつてやる必要もございまして、いまからこれは検討する必要もございまして、神谷君は半議経験者等で何か審議会のようなものをつくれというお話もございしましたが、さしあたりは、地方制度調査会とか税制調査会などもすでにこの問題を検討いたしておるわけでございますから、そういう各方面の意見もこれは徹しながら、行財政の根本的改正には

取り組まなければならぬという考え方には、同じように考えております。

また、今回の交付税の起債の振りかへは地方交付税法の第一条、第三条に違反すると思ふがどうかというお話でございましたが、本年度の国、地方を通じての多額の財源の不足を見込まれたために地方交付税の一部を地方債に振りかえたものであつて、そのために今回法律の改正をお願いしておるところでございます。

それから次に、いろいろと地方交付税の税率などに対して共産党の御意見を述べられまして、したがつて、そういうものを中心にして地方財政というものを根本的に改正し、そして地方財政の不足分を処理するべきだという御意見でございまして、この五十一年度急激な変化に即応して地方財政の運営が困らないような暫定的な処置を講じたわけでございます。それによつて地方財政の運営には支障を来さない予定でございまして、また、この問題は、しかし一般の地方自治体の財源を充実するということはどうしても必要である。いまのような状態では地方自治体というものの機能を發揮する上において十分でないことは御指摘のとおりでございますから、共産党の御提案には賛成であるとは申し上げません。しかし、いろんな、充実にするのについてはどういふふうか今後この地方財政というものの運営をしていくかという具体的な処置については、地方行政の根本的な検討を加えて、こういう問題については各方面の意見を聞きながら、検討を将来の課題としていたしたいと思つ次第でございまして。

〔國務大臣福田一君登壇、拍手〕
○國務大臣(福田一君) 神谷さんにお答えをいたします。

いろいろの点を御指摘いただいたんであります。私は高度成長からこういふふうに変化の時代に入つたということを申し上げておるんであります。が、もう一つわれわれとしていま考えなければならぬことは、国連加盟国百五十幾つというものがあつて、そのうちで生活程度の面から言いますと、われわれは百五十二のうちの十番目前後まで伸びておるといふことであります。そして第三世界の動きというものを無視するわけにはまいりません。原料を生産しておる国々が非常に困つておるじやないかというふうなことになることも考えなければならぬ。これが国の大きなこれからの課題になると思つておるのであります。

それから、よく大企業とか金持ちがむやみに大變な、何と言ふか、利益を得ておるといふようなお話もありまして、これは神谷さんもお読みになつたかと思ひますが、けれども、日本に十七年間おつたフランス人のポール・ボネという人が「不思議の国ニッポン」という本を最近お出しになりました。それでそのフランス人が言われるには、自分が不思議な国といふことを言つた言葉のうちの一つに、日本はど富が平均しておる国はないと思つておるのに、どういふわけであんなにさういふことを言われるのか、これはまことに、(発言する者多し)いやいや、私は——まあまあちよつと待つてくださいます。聞いてからにしてください。私は何も、外国人がさういふことを言つておるといふことも一つのあれとして、一遍まあ読んでみて、間違つておればもちろんいけないんでありますけれども、私たちはさういふ意味で、やはり反省すべきことは反省しながら、実情に応じて政治をやつていくという勇氣が必要だと私は申し上げておるんであります。われわれはさういふ意味で処置をしてまいらなければならぬと思つております。

そこでこの地方財政の危機について高度成長政策をとつたためであるといふことは、私たちも確かに、いまこういふふうな事態になつたんでありますから、それが一つの原因であるといふことについてはあえて否定はいたしませんけれども、この際一遍に根本的に改革しようと言つても、生活

環境、国の置かれておる事情が変わつてきた現段階において、どう対処していくかということを一朝一夕に急に変わるということとはなかなかむずかしい。そこで、総理が言つておられますように、慎重にこれから前向きに検討するということを言つておられます。

それから、大企業に対して特権的な減免税をやつておることと、ごさいますけれども、確かに十分ではごさいませんが、今度でも電気税の非課税は入品目を今度追加したようなことをしたり、いろいろわれわれはわれわれなりに努力をいたしておるわけとごさいます。

それから地方債が地方財政が健全に運営されるようにして、自治大臣が許可権などを持つておるのはもうやめたかどうかということでありま。この点については、先ほど社会党の方からも御指摘をいたしておるわけとごさいますけれども、やはり地域的な公平の原則であるとか、あるいはまたその他の面から見て、これを急いまま改めるといふことは決して適当な施策だと考へてはおりません。

超過負担について、大変もう皆さんから御指摘をいたしておられて、この点については私はもうずいぶん前から超過負担だけは何とかして解消してもらいたいというところで努力をいたしておるわけとごさいまして、御趣旨に沿つて今後大いに努力をいたしてまいりたいと思つております。

それから、交付税の起債振りかへは法律違反ではないか、法律の精神を無視しておるといふお言葉とごさいます。私は、この法律も出さないでこういうことをすることは当然できませんが、それだからこそ、今度ひとつお願いをいたしますと言つて法律の改正案を出しておるのでございすから、ひとつこの点は御理解を賜りたいと思つてございす。

次に、特権的な減免税とか超過負担解消等、そういうことをいろいろやつて、そうして地方自治

が十分に行われるように運営を図つていくべきである、こういう御趣旨の御質問でございす。これは今後われわれとしてはそのような方針に従つて措置をいたしてまいりたいと思ひますが、常にその場合には、自分の身の回り、ほどほど、それから世界並み、こういうことも考へながら物事を処理していきたいと思つております。

それから、大企業本位の財政制度を改めて交付税率を四〇%にしろと、こういう御指摘でございす。これはわれわれパーセントの問題はここで申し上げるわけにはいきませんが、しばしば申し上げておるうちに、法律の精神から見ても、来年度の予算編成に当たつては、パーセントの問題は別として、これは考へをしなければならぬのではないかと、こういう考へ方を持つておるといふことを御理解をお願いしたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣長谷川峻君登壇、拍手〕
○国務大臣(長谷川峻君) 国立身体障害者職業訓練校につきましては、四十九年度に労働省では大蔵、自治、労働省の三省共同の実態調査を行ひまして、その結果に基づきまして五十年年度予算から改善を行つておりますが、今後とも実情に即して対処してまいりたい、こう思つております。(拍手)
○副議長(前田佳都男君) これにて質疑は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議員
太田 淳夫君 矢原 秀男君
野末 陳平君 喜屋武眞榮君
下村 泰君 相沢 武彦君

桑名 義治君	青島 幸男君	高橋 誉富君	坂野 重信君
市川 房枝君	柄谷 道一君	斎藤栄三郎君	石破 二郎君
宮田 輝君	塩田 啓典君	糸山英太郎君	岩男 顯一君
阿部 憲一君	藤井 丙午君	岩上 妙子君	遠藤 要君
吉田 実君	藤原 房雄君	大島 友治君	斎藤 十朗君
原田 立君	三木 忠雄君	井上 吉夫君	金井 元彦君
上林繁次郎君	和田 春生君	片山 正英君	今泉 正二君
栗林 卓司君	原 文兵衛君	安田 隆明君	高橋 邦雄君
内田 善利君	矢追 秀彦君	上田 稔君	初村滝一郎君
田代富士男君	藤井 恒男君	長田 裕二君	小林 国司君
木島 則夫君	山本茂一郎君	江藤 智君	藤田 正明君
鈴木 一弘君	山田 徹二君	大森 久司君	橋 直治君
柏原 ヤス君	中村 利次君	町村 金五君	岩動 道行君
田淵 哲也君	柳田桃太郎君	加藤 武徳君	安井 謙君
宮崎 正雄君	白木義一郎君	伊藤 恵吉君	吉武 恵市君
小平 芳平君	多田 省吾君	増原 恵吉君	神田 博君
中尾 辰義君	中沢伊登子君	伊藤 五郎君	鹿島 俊雄君
向井 長年君	最上 進君	大谷藤之助君	小笠 公昭君
望月 邦夫君	佐多 宗二君	矢田部 理君	松岡 克由君
川野辺 静君	福岡日出廣君	案納 勝君	久保 亘君
鳩山威一郎君	中村 登美君	亀井 久興君	佐藤 信二君
永野 巖雄君	平井 卓志君	青木 新次君	森下 昭司君
中西 一郎君	青井 政美君	対馬 孝且君	野田 哲君
安孫子藤吉君	棚辺 四郎君	浜本 万三君	岡田 広君
有田 一寿君	河本嘉久蔵君	大塚 喬君	赤桐 操君
志村 愛子君	嶋崎 均君	矢野 登君	山崎 竜男君
上條 勝久君	寺本 広作君	神沢 浄君	片岡 勝治君
菅野 儀作君	高橋雄之助君	中山 太郎君	鈴木美枝子君
林田悠紀夫君	岡本 悟君	山崎 昇君	高田 浩運君
楠 正俊君	鍋島 直紹君	源田 実君	戸田 菊雄君
土屋 義彦君	上原 正吉君	西ヶ久保重光君	村田 秀三君
新谷寅三郎君	迫水 久常君	和田 静夫君	杉山善太郎君
郡 祐一君	丸茂 重貞君	木村 睦男君	野口 忠夫君
八木 一郎君	細川 護熙君	羽生 三七君	植木 光教君
塩見 俊二君	林 道君	阿具根 登君	温水 三郎君
中村 禎二君	戸塚 進也君	上田 哲君	戸叶 武君
中村 太郎君			栗原 俊夫君
			吉田忠三郎君

昭和五十一年五月十日 参議院會議録第九号 議長の報告事項

防衛庁防衛局長 丸山 昂君
外務省条約局長 中島敏次郎君
外務省国際連合局長 大川 美雄君

議長の報告事項
一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 田 英夫君
上田 哲君
矢原 秀男君
橋本 敦君
田淵 哲也君
大塚 喬君
相沢 武彦君
木島 則夫君
竹田 四郎君
香脱タケ子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 大塚 喬君
竹田 四郎君
中尾 辰義君
岩間 正男君
木島 則夫君
田 英夫君
矢原 秀男君
田淵 哲也君
上田 哲君
橋本 敦君

同日議長において選任した理事は左の通りである。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和五十一年度一般会計予算
昭和五十一年度特別会計予算
昭和五十一年度政府関係機関予算
同日議員から左の質問主意書が提出された。
防衛計画に関する質問主意書(秦豊君提出)
いわゆる「基盤的防衛力」に関する質問主意書(秦豊君提出)
原子力行政に関する質問主意書(秦豊君提出)
同日左の質問主意書を内閣に転送した。
夜間中学に関する質問主意書(堀出啓典君提出)
ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法四十七条但し書きの「公益上の必要」等に関する質問主意書(小野明君提出)
同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
昭和五十一年度一般会計予算
昭和五十一年度特別会計予算
昭和五十一年度政府関係機関予算

国務大臣

内閣総理大臣 三木 武夫君
外務大臣 宮澤 喜一君
大蔵大臣 大平 正芳君
通商産業大臣 河本 敏夫君
労働大臣 長谷川 峻君
自治大臣 福田 一君
国務大臣 坂田 道太君
国防庁長官 佐々木義武君
科学技術庁長官 佐々木義武君
国務大臣 金丸 信君
国土庁長官 金丸 信君
内閣法制局第三部長 茂申 俊君

政府委員

内閣法制局第三部長 茂申 俊君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 部一一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)